

# 2020 年度版

## フード連合 産業政策

 **フード連合**

日本食品関連産業労働組合総連合会

# 目次

はじめに	1
------	---

## I. 産業政策

1. 「食の安全・安心」に関する政策	4
2. 公正な取引関係の構築に向けた政策	9
3. 公平・公正な税制改革に向けた政策	12
4. 環境・食育政策	15
5. 食料安定供給に向けた政策	20
6. 食品物流に関する政策	23
7. 社会関連政策(年金、医療・介護、子ども・子育て支援)	26

## II. 業種別部会政策

1. 食肉部会	34
2. 乳業部会	36
3. 水産冷食部会	38
4. 醤油味噌部会	40
5. 油脂調味料部会	42
6. 糖業部会	44
7. 製粉部会	45
8. パン部会	49
9. 菓子部会	51
10. 飲料ビール部会	52
11. 酒類部会	55
12. たばこ関連部会	58
13. 流通食品部会	59

参考資料	61
------	----

## はじめに

フード連合は、2002年の結成以降、食品関連産業の発展に向けて、労働組合の立場からの問題認識や課題解決に向けた取り組みを整理し、「食品産業政策」としてまとめてきました。2004年に初版を策定し、その後、2008年、2012年、2017年にそれぞれ改訂し、その時々的情勢も踏まえた政策を確立するとともに、その実現に向けた運動を積極的に展開しています。

この「2020年度版 フード連合 産業政策」の策定にあたっては、これまでの「2017年度版 フード連合 産業政策」を基本としつつ、主に以下の観点に重きを置き、中期的な将来を見据えて策定しました。

- ✓ 食品関連産業で働く労働者の立場・視点を持った政策であること
- ✓ 社会や消費者から信頼され、「食」を通じて健康で豊かな生活の実現に貢献できる政策であること
- ✓ 食品関連産業が健全で持続的かつ安定的に発展していくことを目指した政策であること
- ✓ 組合員にとってより身近な「業種別部会の政策」を整理すること
- ✓ 「サプライチェーン全体の視点をもった政策」を検討すること

また、これまでの政策集には、労働組合内の意識啓発など、組織内で行う各種取り組みについても記載をしていましたが、それらは「運動方針」や年度ごとに作成する「実施計画」において検討・記載することと整理し、この新たな「2020年度版 フード連合 産業政策」においては、私たちの産業に関連した法律や政府予算等に向けて要求・提言するものを中心として記載しています。

実現を目指すにあたっては、年度ごとに重点的に取り組む項目を定めるとともに、運動方針の期間に合わせた2年を目安に、本政策集に関わる取り組みについてPDCAサイクルを回し、適宜見直しを図っていくことが重要です。また、環境の変化が著しい中、随時現場からの声を聞き、その時々で取り組むべき政策の確立にも注力していきます。

本政策集で提起している内容は「連合の政策・制度要求と提言」への反映を図っていくとともに、政策顧問をはじめとした関係議員や所管する省庁、各種業界団体等と連携し、その実現に向けて組織一体となって積極的に取り組みます。

### フード連合のこれまでの「産業政策」



## [食品関連産業の役割]

食品関連産業は国民の豊かな食生活の実現に重要な役割を担うとともに、地域経済の担い手としても重要な役割を担っています。また、食品の生産、流通、消費の各段階において品質と安全性を保ちつつ食品を安定的に供給する役割もあり、それらへの消費者からのニーズは年々高まりを見せています。

産業に与えられた役割を果たすべく、私たち食品関連産業に集う労働者は、いわゆる“エッセンシャルワーカー”としての自覚と責任を持ち、日々活動しています。

### ① 国民経済上重要な位置を占めている食品関連産業

#### ■ 食品産業の就業者数の推移

単位：万人

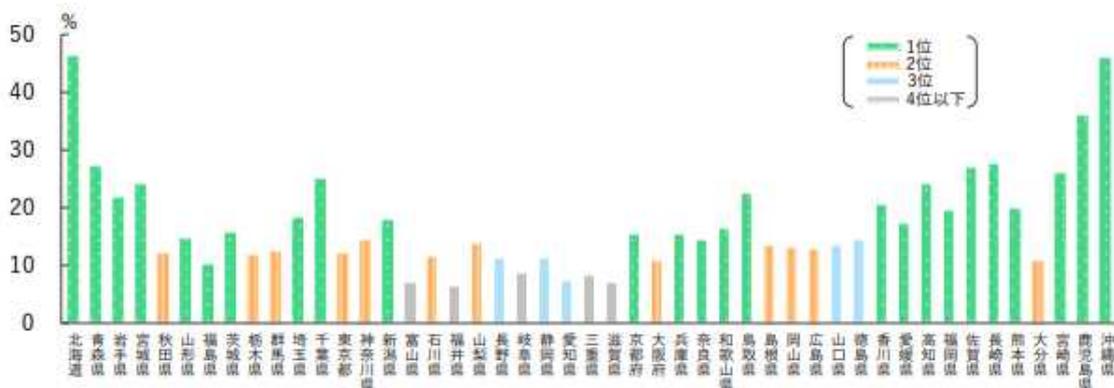
	平成 25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和 元年	2年
就業者数合計	804	803	803	813	814	836	832	805
就業者総数に占める割合 (%)	12.7	12.6	12.6	12.6	12.5	12.5	12.4	12.1

資料：労働力調査（総務省）、国勢調査（総務省）を基に農林水産省作成

引用：令和2年度(2020年度) 食料・農業・農村 白書

### ② 地域の雇用において重要な役割を果たす食品関連産業

#### ■ 全製造業の従業者数に占める食品製造業の従業者数の割合と順位（2018年）



資料：経済産業省「工業統計調査」を基に農林水産省作成

注：1) 地域別統計表のうち、従業者4人以上の事業所に関する統計表

2) 食品製造業には、飲料、たばこを含まない。

引用：令和2年度(2020年度) 食料・農業・農村 白書

## [食品関連産業を取り巻く環境]

食品関連産業は、人口減少と超少子高齢化が進む中であっても、国内最終消費額は 80 兆円前後と高い水準で推移しており、国民の生活に不可欠であることを示しています。他方、国連・持続可能な開発目標(SDGs)の達成に関する社会的な要請が強まっていることも背景に、食品ロスや海洋プラスチック等の問題への意識が高まり、削減目標の設定や商慣習の見直し等の取り組みが求められています。

世界に目を向けると、人口増加や地球温暖化などによる不安定な食糧需給に直面しています。国連食糧農業機関(FAO)は、2018 年の世界の飢餓人口が 8 億 2160 万人と発表しましたが、世界的な食糧需給は自然災害(水害・熱波・干ばつ等)や政情不安などによりますます逼迫感が増してきており、食料不安は高まっています。

IoT や人工知能をはじめとした技術革新は食品関連産業にも波及し、さらには農林水産物・食品の競争力や安全性強化、食品表示問題などが議論されています。加えて、グローバル化が進む中において、TPP や日・EU 経済連携協定、RCEP などの経済連携協定が締結されました。それにより、さらなる輸入食品との競争激化・国内市場の縮小に備え、大手企業を中心に積極的な海外進出・M&Aとそれを支える国内事業の再編が今後も進むと見られます。

国内外の環境が大きく変化している中、食品関連産業が健全でかつ持続的に発展し、国民の豊かな生活と健康に貢献していくためには、食の安全・安心の確保から始まる本政策の実現は極めて重要であると考えています。

### ① 食品関連産業の国内最終消費額

#### 飲食料の最終消費額の推移

単位：10億円

	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	23年	27年
最終消費額計	61,652	72,124	82,455	80,611	78,374	76,204	83,846
生鮮品等	15,452	16,977	16,480	14,095	13,584	12,675	14,141
加工品	28,387	33,786	39,213	39,668	39,142	38,408	42,346
外食	17,813	21,360	26,763	26,848	25,648	25,121	27,359

資料：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」

注：1 総務省等10府省庁「産業連関表」を基に農林水産省で推計。

2 旅館・ホテル、病院、学校給食等での食事は「外食」に計上するのではなく、使用された食材費を最終消費額として、それぞれ「生鮮品等」及び「加工品」に計上している。

3 加工食品のうち、精穀（精米・精麦等）、食肉（各種肉類）及び冷凍魚介類は加工度が低いため、最終消費においては「生鮮品等」として取り扱っている。

4 平成23年以前については、最新の「平成27年産業連関表」の概念等に合わせて再推計した値である。

引用：2020年 食料・農業・農村白書(農林水産省)

# I. 産業政策

## 1. 「食の安全・安心」に関する政策

食品関連産業の重要な使命は、消費者に安全で安心な「食料・食品」を届けることである。2000年代に食品に関する不祥事・事件・事故が多発して以来、企業は継続した品質管理体制、原因究明・危機管理体制の確立、情報公開など「食の安全・安心」の取り組みの強化を進めている。しかしながら、ひとたび事故が発生すれば企業の存亡にも関わることから、「食の安全・安心」への取り組みは、生活基盤である雇用にも関わる重要な課題であり続けている。私たち一人ひとりが、国民・消費者の健康を支えている食品関連産業で働いている自覚と責任をもって、フードチェーン全体で、「食の安全・安心」の確立に向けて継続して取り組む必要がある。

### 提言 1：食品衛生法改正(HACCPの義務化)に伴う支援等

- ◇ 食品の衛生管理へのHACCPの導入の義務化について、特に中小零細事業者の対応状況を注視し、必要に応じて財政面をはじめとした十分な支援を求めていく。
- ◇ 食品事故等が発生した際には、同種の食品事故の未然防止や、風評被害を防止する観点から、消費者に対する適切かつ正確な情報提供を徹底するように求めていく。

### 情勢・問題認識等

厚生労働省は2016年12月、食品衛生管理の基準であるHACCPの導入をすべての食品事業者に義務づける方針を決定し、2019年には、その方針に則り法改正がなされた。

法改正では、大手企業と中小企業とで基準を分け、中小企業には導入の猶予期間、および基準についても業界団体等が作成する手引書に基づいた対応とすることとなった。

食品製造業者は中小零細事業者が多く、施設整備、人材配置が困難であることから、引き続きの柔軟な運用と、導入に向けた課題が発生した際の十分な支援が必要である。

### 提言 2：食品表示のあり方に関する検討

- ◇ 加工食品の原料原産地表示の義務化については、各企業の対応状況や消費者の認知・消費行動等への影響を踏まえ、消費者にとって真に必要な情報が提供可能な表示方法を検討することを求めていく。

### 情勢・問題認識等

消費者庁は、国内で製造される全ての加工食品について原料原産地表示を義務付けるよう食品表示基準を改正し、2017年9月から新制度を開始した。そのなかで、「輸入または国産」といった表示のように例外的な取り決めも多いため、消費者にとって誤解や不信を招きかねない表示についてはその是非を検討する必要がある。

### 提言 3：遺伝子組み換え食品等に関する対応

- ◇ 遺伝子組み換え食品について、安全性審査を受けた表示ルールであることを前提として、消費者に対して情報提供、理解促進を図るとともに、安全性については、引き続き安全性審査の徹底、身体や環境への影響に関する研究の推進、流通管理の徹底を求めていく。
- ◇ 食品中の化学物質および微生物、ゲノム編集などに関する課題に関し、流通するにあたっての適切な規制値の設定ならびに適時その見直しを行うことを求めていくとともに、消費者に対して情報提供、理解促進を図ることを求めていく。

#### 情勢・問題認識等

遺伝子組み換え食品については、人体への影響は未だ不明瞭な点が多く、安全性に関する懸念等が指摘されている。一方で、農作物の効率的な生産など食品産業における利点も期待されており、消費者に正確な情報を提供するとともに、適切な表示やその安全性確保について求められている。

ゲノム編集技術によって作られる食品については、「ゲノム編集技術応用食品および添加物の食品衛生上の取扱要領」が定められ、2019年10月から、「ゲノム編集でDNAに起こる変化は自然界や従来の品種改良でも起こりうる変化であり、安全性もそれらと同程度と考えられることから、厚生労働省の安全性審査を受けなくても届出をすれば流通が認められる」となったが、消費者に正確な情報の提供が求められている。

### 提言 4：食品添加物に関する安全・安心の確保に向けた取り組みの推進

- ◇ 食品添加物について、使用ルールの遵守、表示の徹底、適切な規制値の設定、摂取状況の調査、消費者に対する情報提供など、安全・安心の確保に向けた取り組みを引き続き推進することを求めていく。
- ◇ 食品に残留する農薬や農薬の植物代謝物および分解物について、ポジティブリスト制度の確実な実施を通じ、安全性の確保をはかることを求めていく。

#### 情勢・問題認識等

食品添加物の表示については、「人工甘味料」、「合成保存料」等の用語が無添加表示のためのみに使用されていた実態を踏まえて、食品表示基準の一部改正によって、2020年7月から食品表示基準より「人工」、「合成」の用語が削除されることになった。

上記の食品表示基準の一部改正を受けて、消費者庁は、食品添加物の不使用表示に関して、「消費者の誤認につながるおそれのある表示について、食品表示基準の禁止事項に該当するか否かの判断基準となるガイドラインを2022年3月末までに策定する」としている。

## 提言 5：経済連携協定の進展に伴う安全性確保体制の充実

- ◇ 経済連携協定(FTA/EPA など)における、輸入食品の安全確保については、わが国の食品衛生基準に基づく衛生対策と検疫等の検査体制の充実をはかるように求めていく。

### 情勢・問題認識等

2020年11月に合意・署名した地域的な包括的経済連携(RCEP)協定では、衛生植物検疫(SPS)措置について、WTOのSPS協定では義務化されていない通報内容の英語による提供と、30日以内の技術的協議の開催等を行うことが取り決められた。

輸入食品は、生産現場が海外であるために管理の状況が直接把握できないことから、輸入段階での監視を行うとともに、相手国政府との協議や現地調査を実施し、管理体制の不備などについて指摘・改善を行っていく必要がある。

## 提言 6：農業生産工程管理(GAP)の普及・活用への支援

- ◇ 食品の安全性を向上させるため、農業生産工程管理(GAP)の普及・活用にあたっては、経費を助成するなどの必要な支援を求めていく。

### 情勢・問題認識等

市場のグローバル化により、消費者に届くまでの食料供給の流れが複雑化・不透明化しており、消費者の食の安全・安心に対する不信感・不安感が増大している。

GAPは食品安全のみならず持続可能な農業を支える管理基準であり、食の安全・安心を高めることに寄与すると考えられる。一方で、「令和元年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意向調査(農林水産省)」によると、GAPの認知度は21.4%にとどまっており、経費の助成等必要な支援を通じて、GAPの普及に努める必要がある。

## 提言 7：畜産物の安全確保の強化

- ◇ 畜産物の安全確保に関する調査・研究の深耕、および規制・流通管理を徹底するとともに、鳥インフルエンザや豚熱等の伝染病の拡大防止、並びに国内未発生のアフリカ豚熱等に対する侵入防止対策(水際対策)の強化を求めていく。

### 情勢・問題認識等

鳥インフルエンザや豚熱等の伝染病の拡大防止のため、大手企業を中心に衛生管理の強化が進んでいる。一方、中小規模事業者などにおいては不徹底であるとの指摘もなされていることから、運搬車両の消毒などを含め、徹底された行政による衛生管理指導の強化と行政間の連携が必要である。

アフリカ豚コレラ等対策については、家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月から入国カードの記載変更、罰則の強化等、海外からの畜産物の違法な持込みへの対応が厳格化されたものの、引き続き水際対策の強化・徹底が必要である。

## 提言 8 : 公益通報者の保護(内部通報制度)の充実

- ◇ 公益通報者保護法の周知をはかるとともに、特に中小企業の内部通報制度の充実をはかることを求めていく。

### 情勢・問題認識等

「食の安全・安心」を実現するうえでは、まずは各現場で解決することが求められるが、職制を通じて解決されない状況である場合等は、外部機関への通報も重要な位置づけとなる。

そのうえで、「食の安全・安心」に向けて現場のチェック機能を強化するためには、食品偽装などの企業不祥事に関する通報を行った労働者を保護することが不可欠であると考えている。

2020年6月、事業主に公益通報に係る内部通報制度の整備(対応窓口の設置等)を義務付けること(従業員300人以下の中小企業については努力義務)、通報者の匿名性の確保の強化、保護対象(役員・退職者)の拡大などを主な内容とする「公益通報者保護法」の改正がなされたが、内部通報制度の整備が努力義務とされている従業員300人以下の中小企業に対しては、法令違反等の早期発見と未然防止のために、内部通報制度の充実を求める必要がある。

## 提言 9 : トレーサビリティの推進と拡大に関する慎重な検討

- ◇ トレーサビリティについては、安全性を確保するために、原料・原材料の出所や食品の製造元、販売先などの履歴を確認・保管することは重要であり、確立に向けて推進することを求めていく。
- ◇ 牛肉・米以外の原料・原材料のトレーサビリティの拡大にあたっては、実効性を考慮するなど慎重に検討することを求めていく。

### 情勢・問題認識等

2020年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、トレーサビリティの普及啓発について、「生産者における基礎トレーサビリティの取組率および流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上させるため、フードチェーンを通じた新たな推進方策を策定し、推進方策に基づいた食品関連事業者等への普及啓発を実施する。」としている。

食品事業者によるトレーサビリティの取り組みは様々であるため、適宜食品事業者の状況を把握し、そのうえで、その状況に応じて段階的に進めていくことが重要である。

## 提言 10：放射性物質による風評被害の防止

- ◇ 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された安全な食品に対する国内外における風評被害を防止し、輸入規制の緩和・撤廃の実現を含めた適切な取引環境を確保するとともに、その安全性について周知する等、消費拡大にむけた取り組みを推進するように求めていく。
- ◇ 食品中の放射性物質に関わる生産・出荷サイドの検査体制の充実と検査結果の公表などを正しく消費者に対して周知するとともに、検査機器などに係る負担に対して適切な支援を行うことを求めていく。

### 情勢・問題認識等

放射性物質の影響が懸念される地域で生産された「安全な食品」に対する風評被害は、今もなお継続している。国内においても、消費者の買い控えが発生し需要は低下している。海外に目を向けても、複数の国には輸入停止を含む規制が残されている現状がある。

## 提言 11：「リコール保険」に対する必要な支援

- ◇ 労働者の雇用を守り、安心して働くことのできる環境づくりの一環として、万が一食品事故が起きた場合のセーフティネットとして食品に関する「リコール保険」に対する必要な支援を求めていく。

### 情勢・問題認識等

「食の安全」に対する消費者意識の高まり等の中で、食品に関わるリコールが多く発生しており、2015年4月食品表示法の施行以降は、従来の異物混入によるリコールだけでなく、ラベル誤表記等の表示不適切によるリコールが増加している。

食品産業センターの「食品事故情報告知ネット」によると、リコールの5割が表示不適切によるリコールであり、その内約5割が期限表示誤りによるものである。

## 提言 12：「食品安全委員会」の機能の充実

- ◇ 食品の安全性を確保するために、科学的見地から食品のリスク評価を行う「食品安全委員会」の機能の充実・強化を求めていく。

### 情勢・問題認識等

食品安全委員会は2021年4月、2015年12月に公表した「健康食品」に関するメッセージの動画バージョンを動画配信サイト You Tube に公開した。2015年当時、効果を期待させる健康食品の広告が氾濫し、リスクに関する情報が消費者に届きにくい状況にあったことから、19項目のメッセージが作成された。動画バージョンは、これを再構成したもので、19項目のメッセージを Q&A 形式で伝えている。

上記のような消費者に対する周知啓発をはじめ、「食品安全委員会」の機能の充実・強化を求めていくことが重要である。

## 2. 公正な取引関係の構築に向けた政策

食品製造業はフードチェーンの中では、中ほどに位置し、農畜水産業や流通業、外食産業、さらには消費者と密接につながっている。生活必需品である食品は、消費・価格ともに消費者の意向が反映されやすい傾向にあり、熾烈な価格競争が、流通業とそこに製品を納入する食品製造業、双方の働く者の労働条件に大きな影響を及ぼしている。

商取引における法整備については、この間の取り組みによって、不公正な取引実態を規制するため「大規模小売業告示」が施行(2005年11月)された。その後、優越的地位の濫用行為に対しても課徴金の対象とした改正独占禁止法が施行(2010年1月)され、優越的地位の濫用行為が規制されてきた。

このように公正な取引慣行の実現に向けた取り組みが幅広く展開されているが、不公正な取引が行われている実態は多く存在しており、社会全体に公正取引の推進の風土が根付いているとは言い難い。

公正な取引慣行の実現に向けて、製造業者・納入業者自らも従来からの商慣行にとらわれず、公正に毅然とした態度で取り組む必要がある。また、引き続き、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するために、公正な取引慣行の確立・促進などの環境整備を推進する必要がある。

### 提言 1 : 「食」を適正な価格で評価する社会の実現

- ◇ 為替変動・原材料の高騰に伴うコスト上昇や食の安全を確保するための必要経費等を適切に食品価格に転嫁できる社会の実現に向け、関係省庁など各方面に理解を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

原材料の高騰などを背景とした製造コストの上昇を踏まえた食品価格への適切な価格転嫁については、消費者に向けた周知・理解促進も、重要な課題として取り組む必要がある。

食品価格について単に安価を追及するだけではなく、持続可能な食品提供を実現することが、消費者・生活者の「食の安全・安心」につながることに付いて、消費者教育に反映するとともに、企業や消費者の意識を醸成する啓発を行う必要がある。

## 提言 2 : サプライチェーン全体の共存・共栄に向けた取り組みの推進

- ◇ 「パートナーシップ構築宣言」の普及・啓発等を通じて、サプライチェーン全体の共存・共栄に向けた取り組みを推進することを求めている。

### 情勢・問題認識等

2020年5月、国は、個別の企業が下請け取引の適正化やサプライチェーン全体での付加価値向上等に取り組むことを自主的に宣言する「パートナーシップ構築宣言」の枠組みを導入し、宣言状況を一覧できる仕組みを整備した。

「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の周知・啓発と、定期的な検証と結果の反映を図る必要がある。

また、「私たちが優越的地位の濫用行為をはじめとした不公正な取引を実施する側にもなり得る」という認識のもと、不公正な取引をしない/させない社会の実現に向けて、「パートナーシップ構築宣言」について組織内に理解・浸透を図ることや労使協議の場で会社に確認・意見提起をしていくことが重要である。

## 提言 3 : 優越的地位の濫用行為の改善の取り組みの推進

- ◇ 「独占禁止法」や「大規模小売業告示」、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(ガイドライン)等の関連法制等について、その周知徹底を求めている。
- ◇ 優越的地位の濫用等の行為に対する告発納入業者および告発者の保護の徹底を図るとともに、情報提供・申告等に対して報復を行った企業について、企業名の公表を含めた厳格な措置を求めている。
- ◇ 公正取引委員会等の体制および権限の強化、調査・監視の強化、企業への周知・指導の強化等により法令遵守を求めている。

### 情勢・問題認識等

公正取引委員会は、2018年1月に「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書」を公表した。この調査結果を踏まえ、大規模小売業者と納入業者との取引の公正化を一層推進するため、優越的地位の濫用規制に関する業種別講習会をはじめとした周知活動を行っている。

公正取引委員会は、優越的地位の濫用行為に厳正に対処するほか、濫用行為を未然に防止するために「優越的地位濫用事件タスクフォース」を審査局内に設置し、濫用行為につながるおそれがある行為に対しては、警告、注意を行っている。なお、2019年度は警告1件、注意29件となっている。

フード連合とUAゼンセンが共同で実施した「取引慣行に関する実態調査」によると、優越的地位の濫用行為のうち、「不当な労務提供」と「押し付け販売」は、継続して多数の報告が寄せられており、改善に向けたさらなる取り組みが必要である。

#### **提言 4 : 「自主行動計画」の推進に向けた取り組み**

- ◇ 業界全体での「付加価値向上」や「取引適正化」に向けて、各産業が取り組む行動をまとめた「自主行動計画」の定期的なフォローアップと、産業への適切な指導を求めていく。

##### **情勢・問題認識等**

中小企業庁は、各業界団体に対して、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行を要請している。これを受けて、2018年3月、日本スーパーマーケット協会と日本チェーンドラッグストア協会は、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を策定し、「食品関連団体の実施する取引慣行実態調査などの結果を積極的に活用すること等を通じ」て、適正取引の推進活動を後押ししている。

#### **提言 5 : 「適正取引推進ガイドライン」の対象業種の拡大等**

- ◇ 適正な取引が行われるよう国が策定した「適正取引推進ガイドライン」について、広く食品産業全体を網羅するため、その対象業種の拡大等を求めていく。

##### **情勢・問題認識等**

国は、下請適正取引等の推進に向けて、業種ごとに「適正取引推進ガイドライン」を策定している(2021年5月時点で18業種)。食品製造業においては、「豆腐・油揚製造業」(2017年3月)、「牛乳・乳製品製造業」(2018年3月)が策定され、取引における問題と望ましい取引形態等が示されている。

食品製造業では、上記の他にパン業界などをはじめとし幅広い業界において制定を望む声があることから、個別ではなく、食品産業全体を網羅するガイドラインを制定する必要がある。

### 3. 公平・公正な税制改革に向けた政策

わが国の税制は、これまでの個人・法人所得課税の税率フラット化、資産課税の軽減などによって、本来持つべき財源調達機能や所得再分配機能が低下し、経済社会の構造変化への対応力が弱まっている。国においては税収が一般会計の 6 割程度にとどまり、社会保障費をはじめとする歳出増を賄うことができず、国・地方の債務残高を累積させている。

また、格差や貧困の固定化が社会の持続可能性に及ぼす影響が懸念される中、格差是正に資する税制の見直しも進んでいない。国民のライフスタイル、働き方、家族形態などに関する価値観の多様化、さらにはデジタル化による経済活動の変化を踏まえた課税の公平性や中立性の確保も課題である。

#### 提言 1 : 給付付き税額控除の導入

- ◇ 消費税引き上げ時(2019年10月)に導入された軽減税率については、制度の効果の検証を行うとともに、これに替わる消費税の逆進性緩和策として、真に効果的・効率的な対策が必要となる低所得者に対する給付制度(給付付き税額控除)の導入を求めていく。
- ◇ 給付付き税額控除を導入するにあたっては、マイナンバー制度の活用による所得捕捉の徹底を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

消費税は、2019年10月に税率が引き上げられたが、低所得層に対する逆進性の問題がある。

また、消費税増税分を価格に転嫁することが難しく、小売業、消費者にとってコスト増となるケースも指摘されている。加えて、酒類・外食を除く飲食料品を対象とする軽減税率については、コンビニエンスストアでの飲食など利用目的によって税率が変わり、税率の線引きは複雑で、事業者の事務負担増などの問題点が顕在化している。

格差是正や、税制全体で低所得層の負担を緩和する観点から「給付付き税額控除」の導入が必要である。また、導入にあたっては、不公平感の解消や不正受給防止の観点から、マイナンバー制度の活用により所得を正確に捕捉することが前提となる。

## 提言 2 : 公正な価格転嫁対策の強化(外税表示の原則化)

- ◇ 消費税の小売り段階での表示については外税方式を原則としたうえで、やむを得ず内税方式を採用する場合には、価格表示や領収書に税額を明記することを求めていく。
- ◇ 独占禁止法や下請法などに基づき、公正な価格転嫁対策を強化することを求めていく。

### 情勢・問題認識等

消費税の小売り段階での表示については、本体価格と消費税額を合算した「総額表示」が 2021 年 4 月から義務付けられることになった。消費税の総額表示義務は、「消費税相当額を含む支払総額」が一目で分かるようにするためのものであり、例えば、適切に表示された税込価格と併せて、税抜価格を表示するという対応も可能である。商品、サービス価格と税額を区別して表示をすることは、公正な価格転嫁対策強化、および、消費者の価格に対する誤認を防ぐ観点からも重要である。

消費税転嫁対策特別措置法は 2021 年 3 月 31 日で失効したが、経過措置規定により、同法失効前に行われた転嫁拒否等の行為は、引き続き、同法による調査・指導等の対象となる。また、失効後に行われた転嫁拒否等の行為については、独占禁止法や下請法に照らして判断することになる。

## 提言 3 : 二重課税の解消

- ◇ ガソリン、酒、たばこ等消費税に加えさらに特定品のみ課する二重課税は、実質的に同じ消費者が、同じ物品に対して、2 つの税負担を強いられていることから、使途を検証し解消を求めていく。
- ◇ 代替財源の確保を含め、税収全体で負担することを求めていく。
- ◇ 二重課税の見直し・設定については、業界の経営努力や消費者の需要を損なわないようにすることを求めていく。

### 情勢・問題認識等

酒、たばこは、二重課税となっているが、特定の商品にのみ税負担を強いるのではなく、「国民の税負担の公平・公正の原則」の視点に立った対応が図られるべきである。また、酒とたばこは軽減税率対象外であることに留意する必要がある。

## 提言 4：酒類における二重課税の解消

- ◇ 酒類における二重課税の解消にあたっては、市場における需要に適正に対応し、酒類の生産および出荷量の拡大に向けて生産、流通を含めた市場環境の整備を行う。とりわけ、地場・中小の酒造メーカーの活性化に対する支援を求めていく。

### 情勢・問題認識等

酒類における 2019 年の課税移出数量は 1999 年比で 86%と国内市場規模は減少傾向にあり、輸出の拡大は見られるものの、産業規模は縮小している。それに伴い、労働者も減少していることから、雇用を守る観点、そして安定した税収の観点からも、一定の対応が必要である。

酒の消費者が富裕層ではなくなっており、以前の贅沢な嗜好品から、より日常的なものへと変化している。これまでの「贅沢な嗜好品だから税負担を強いる」という課税根拠が、変わらず適用されるべきものなのか整理が必要である。

2017 年度税制改正でビール類の税率が一本化され、発泡酒や第 3 のビールについては引き上げられることになったが、ビールにかかる税金は諸外国に比べて相対的に高く、是正に向けた議論を行う必要があると考える。また、日本酒その他の酒類についても、これまでの酒税率を考慮した酒税率全体の検討が必要である。

## 提言 5：たばこにおける二重課税の解消

- ◇ たばこにおける二重課税の解消にあたっては、財政収入の安定的確保、たばこ産業の健全な発展、健康問題等、バランスのとれた合理的な対応を求めていく。とりわけ、たばこ販売店・葉たばこ耕作者などを含めた、たばこ関連産業で働く者の雇用や生活に対する支援を求めていく。

### 情勢・問題認識等

たばこにおける 2019 年の生産量は本数ベース 1999 年比で 36%と国内市場規模は大幅に減少傾向にあり、産業規模は縮小している。それに伴い、労働者も減少していることから、雇用を守る観点、そして安定した税収の観点からも、一定の対応が必要である。

たばこの消費者が富裕層ではなくなっており、以前の贅沢な嗜好品から、より日常的なものへと変化している。これまでの「贅沢な嗜好品だから税負担を強いる」という課税根拠が、変わらず適用されるべきものなのか整理が必要である。

## 4. 環境・食育政策

### <環境>

食品関連産業は、その原材料を自然の恵みである農畜水産物に依存していることから、地球温暖化による自然環境の変化等の影響を大きく受けている。

また、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となっている。さらに、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるという問題もある。日本は多くの食料を輸入に頼っているため、環境に対して大きな負荷を与えている。したがって、食を通じた環境の負荷低減について、主体的に取り組むことが必要である。

### <食育>

生きていく上で食は欠かせないものであり、「医食同源」の言葉にもあるように、食はまさに生命の源といえる。子どもたちをはじめ、すべての国民が心身の健康を確保し、日々生き活きと暮らすには、バランスの取れた食生活が重要である。また、食は自然の恩恵の上に成り立っており、食に関わる様々な人の活動に支えられている。食に対する大切さや感謝の気持ちが必要である。

他方、食生活が豊かになった近年、国民の食生活をめぐる環境が大きく変化している。「豊食・飽食」といわれる時代を背景に、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、食の海外への依存、伝統的な食文化の危機、食品の大量廃棄、食の安全等、様々な問題が顕在化している。

とりわけ、食の外部化・簡便化、共働き世帯の増加等により、家庭で料理を作る時間が減少しており、親から子へ家庭の食や作法が伝えられる機会が減少している。世代を越えて継承されてきた各家庭の食文化を守ることは、家族の絆を深め、家風を継承するうえでも重要である。

### **提言 1 : 「環境保護」と「経済発展」の両立**

- ◇ 国連・持続可能な開発目標(SDGs)を達成するために「環境保護」と「経済発展」を両立させることを求めている。

#### **情勢・問題認識等**

国連・持続可能な開発目標(SDGs)が目標とする持続可能な世界を実現するためには、豊かさを追求しながら地球環境を守り、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を構築することが必要である。

国連・持続可能な開発目標(SDGs)達成のためには、各国政府や国際機関だけでなく、労働組合、協同組合、企業等、広範なステークホルダーの参加・連携が求められている。

## 提言 2 : 再使用型の資材の普及拡大

- ◇ 使い捨て包装資材を削減するため 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する基本原則を踏まえ、標準化されたパレットや通い容器といった再使用型の資材の普及を求めていく。

### 情勢・問題認識等

家庭から排出されるごみの約 6 割(容量比)を占める容器包装廃棄物の減量化、および資源の有効利用を図ることを目的して、容器包装リサイクル法が制定されたものの、排出量は横ばいであり、家庭ごみに占める割合も高い構成比を占めている。循環型社会の実現に向けて更なる対策が求められている。

物流過程での環境負荷低減の観点からも、再使用型の資材の普及や梱包資材の通い箱化等が必要である。

## 提言 3 : プラスチックの適正な循環(リサイクルの推進)

- ◇ プラスチックは食品関連産業にとって商品を消費者に対して安心・安全、安定して供給するために重要な素材であり、資源の循環性のみならず安全性や機能性等多様な要求に対応する必要があることから、リサイクル等にあたっては、過度な事業者(とりわけ中小事業者)負担にならないように求めていく。

### 情勢・問題認識等

2021 年 6 月、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立した。この法律では、プラスチック製品の設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルの各段階において、プラスチック廃棄物の排出を抑制し、また、リサイクルを推進するための施策が設けられている。

本法律には、プラスチック製品の製造事業者、提供・販売事業者のほか、プラスチック製品を排出する排出事業者の講ずべき措置も定められており、食品関連事業者を含む多くの事業者の事業活動に影響を与えるものといえる。プラスチックは食品関連産業にとって商品を消費者に対して安心・安全、安定して供給するために重要な素材であることから、プラスチック問題の実態を正しく伝え、「リサイクルに正しく取り組むこと」を周知徹底する必要がある。

## 提言 4 : 水に関わる安全保障の確立

- ◇ 「水循環基本法」の理念に基づき、持続的に食品製造ができるように、水の安定供給に向けて水に関わる安全保障の確立を求めていく。

### 情勢・問題認識等

「水循環基本法」では、「国民共有の貴重な財産」である地表水および地下水について、省庁横断的に水に関する施策を省庁横断的に実施し、水循環を流域で総合的に管理することを求めている。そのため、同法に基づいて策定された「水循環基本計画」に掲げられた各施策の進捗の検証の中で、関連する個別法の改正や新たな法律の制定の検討が必要となる。

## 提言 5 : 食品ロス削減の推進(「三分のルール」の見直し・法制化)

- ◇ 食品関連事業者における消費期限・賞味期限の適切な設定の推進ならびに流通現場における納入期限・販売期限に関する運用ルール(「三分のルール」)の見直し・法制化を求めていく。
- ◇ 消費期限・賞味期限に関する正しい理解の促進に向けた消費者教育の強化と国民運動のさらなる推進を求めていく。

### 情勢・問題認識等

2019年10月、食品ロスを削減するために「食品ロス削減推進法」が施行されたが、まだ食べられるのに廃棄されている食品が600万トン/年(2018年度)にもものぼる。これは一人あたり毎日おにぎり1個を捨てている量になる。

商慣習が要因で発生する問題にはフードチェーン全体で取り組んでいく必要があるなか、一部の大手総合スーパー等において、納品期限緩和の取り組みが始まっていることも踏まえ、「三分のルール」の見直し・法制化に向けて取り組む必要がある。

2020年8月、消費者庁は、「賞味期限の切れた災害備蓄食品について」において、消費期限・賞味期限に関する正しい理解を促した。消費期限・賞味期限に関する正しい理解がなされていないことも、食品ロスが発生する要因となっていることから、消費者教育の推進・強化が重要である。

## 提言 6 : フードバンクの活動基盤強化

- ◇ 「フードバンク活動」の取り組みが継続的・安定的に活動できるよう、事業所、倉庫、配送用車両などのインフラ設備への助成、人件費への公的補助など、フードバンク団体の基盤強化のために、国や自治体による支援を求めていく。
- ◇ フードバンク団体への食品の提供等に伴う責任の在り方については、食品関連事業者等にとって、食品提供に伴う法的責任が減免される要件を明確にすることを求めていく。

### 情勢・問題認識等

2020年3月、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、「フードバンク活動の支援」が盛り込まれたが、国や地方自治体による「具体的な」支援の強化・拡大が必要である。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」においては、食品の提供等に伴って予測しない健康被害等が発生した場合については、消費者の「自己責任」という整理となっている。「自分で判断でき、自分で責任がとれる場合に持ち帰ることができる」ということを明記するなど、「自己責任」の内容を明確にすると同時に、食品関連事業者等が安心して食品の提供等が行える環境を法的に整備すべきである。

## 提言 7 : エコフィード支援策の強化

- ◇ 食品循環資源(食品残さ等)を利用した飼料(エコフィード)の安全対策の強化にあたっては、エコフィード向けに再利用してきた食品残さが過度に廃棄されることのないように、エコフィード支援策の強化を求めていく。

### 情勢・問題認識等

2021年4月から、アフリカ豚熱(ASF)などの家畜伝染病の侵入防止対策の一環として、肉を扱う事業所等から排出されるエコフィードについては、省令により製造の際の加熱処理基準が引き上げられ、飼料の安全確保対策が強化されることとなった。

その影響で、処理にかかるコストが増加する可能性や、食品残さ等をエコフィードに回せず廃棄せざるを得ないこと等が懸念されることから、農林水産省は継続して飼料化に取り組む食品関連事業者に財政支援を行うことになったが、食品ロス削減の観点から、状況について注視しつつ、引き続き支援の強化・拡大が必要である。

## 提言 8 : 企業における食育の推進の明確化

- ◇ 「食育基本法」に基づく「食育推進基本計画」については、「企業における食育の推進」を地域における食育の推進の具体的な取り組みの 1 つとしてではなく、「家庭における食育の推進」、「学校、保育所等における食育の推進」と同格の項目として企業の責務を明確化することを求めている。
- ◇ 「一日三食の健康的な食事」の観点から、「昼食」についても具体的な課題・定量目標を設定することを求めている。

### 情勢・問題認識等

「食育基本法」では、食育を「生きる上での基本」としており、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、健全な食生活を実践していくことが必要である。

労働者は職場(企業等)の管理下の中で、何かしらの食事(多くは昼食)を取ることを踏まえると、職場(企業等)における食事の充実に向けた取り組みは、これまで以上に強化する必要がある。

「食育推進基本計画」では、朝食や夕食における課題・定量目標は具体的に設定されているが、学校給食に関する項目を除いて、「昼食」に関する具体的な課題・定量目標は設定されていないことから、「昼食を欠食する人(労働者)の割合」といった定量目標を設定することが必要である。

## 提言 9 : アルコールの適正飲酒の推進

- ◇ アルコールの適正飲酒については、各業種別部会、経営、業界団体等と連携を取りながら、健康障害を発生させるような不適切な飲酒の防止に向けた啓発の強化等必要な施策を求めている。

### 情勢・問題認識等

2014 年 6 月に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、不適切飲酒等の防止施策への協力が酒類事業者の責務とされた。また、基本法に基づき、2016 年 5 月に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定するとともに、審議会(アルコール健康障害対策関係者会議)が設置された。

未成年の飲酒防止をはじめ、不適切飲酒等の防止施策を推進する必要がある。一方で、現在は業界・各企業における自主規制を基本としているが、今後、過度な法規制が行われる懸念がある。

## 提言 10 : 「たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会の実現」

- ◇ 受動喫煙防止対策の強化については、一方的で過度な喫煙規制ではなく、「たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会の実現」(分煙環境の推進)、たばこ産業の健全な発展、および健康問題等の総合的な観点から、慎重な議論を求めている。
- ◇ 実質的に喫煙室設置が困難な小規模事業所に対する軽減措置の拡大を求めている。

### 情勢・問題認識等

2020 年 4 月、改正健康増進法が全面施行となり、また、地方自治体におけるたばこ規制強化の上乗せ条例等により、たばこ製造業で働く者だけでなく、たばこ小売店や葉たばこ農家等、たばこ業界に携わる多くの方たちの「雇用」と「生活」に深刻な影響が及んでいる。

## 5. 食料安定供給に向けた政策

安全な食料の安定供給は国民生活の根幹をなすものであり、食品関連産業は農林水産業とともにその役割を担っている。

食料・農業・農村基本法では、「国民生活の安定および国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。」としており、国民に対する食料の安定供給に向けた適切な対策が求められている。

食料安全保障を確立するためには、国内農業生産の強化を図り、輸入、備蓄を組み合わせ、不測の事態においても国民が必要とする食料が十分に確保されていることが極めて重要である。

### 提言 1：経済連携協定等に対する国内対策の充実

- ◇ TPP、PTA、EPA 等について、広範な分野に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、国民への情報開示を求めていく。とりわけ、食料安定供給や食の安全・安心の確保、農業生産の維持発展、地域コミュニティの活性化や維持・存続について十分な対策を求めていく。
- ◇ 日・EU 経済連携協定については、関税撤廃によって品質・コスト面で優位性のあるチーズや菓子の急増など、国内食品産業は大きな影響を受けることから、原料と製品の国境措置の整合性を求めていく。とりわけ、国境措置の整合性が取れなくなり、多大な影響を被る場合には必要な国内対策を求めていく。

### 情勢・問題認識等

日本は、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(TPP11 協定)(2018 年 12 月発効)に続き、日米貿易協定(2020 年 1 月発効)、日英経済連携協定(EPA)(2021 年 1 月発効)等を締結した。また、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に合意・署名(2020 年 11 月)し、貿易自由化の枠組みに参画してきた。

一方で、「重要五項目」(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品・甘味資源物(サトウキビなど))については、国会の農林水産委員会において関税撤廃の対象外と決議している(2013 年 4 月)。

食料安全保障、食料自給率向上の観点からは、これらの貿易自由化の枠組みが与える国内農林水産業への影響を中長期的に精査していく必要がある。

日・EU 経済連携協定については、日本と EU は「紛争解決」に関する項目を除いた関税・ルール分野で合意した(2017 年 12 月)。チーズなどの乳製品、豚肉、パスタなどの関税撤廃が合意されており、わが国の農業や食品産業に大きな影響を及ぼすことが想定される。

## 提言 2 : 食料自給率の向上

- ◇ 食料自給率・食料自給力の維持向上に向けて、農畜水産業の経営基盤の安定化および生産性の向上、持続可能で健全な食品産業の振興を求めていく。
- ◇ 「フード・アクション・ニッポン」や「フードマイルージ」等の地産地消の運動にフードバリューチェーン全体で取り組むなど、国産食品の消費拡大の促進を求めていく。

### 情勢・問題認識等

我が国の食料自給率(カロリーベース)は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、40%前後の横ばいで推移しており、先進諸国の中で最低水準である。

「食料・農業・農村基本計画」の周知と着実な推進、農林漁業生産と加工・販売の一体化を意味する「6次産業化」や、「フードマイルージ」等の地産地消の運動にフードバリューチェーン全体で取り組む必要がある。

## 提言 3 : 食料安全保障の確立

- ◇ 緊急時における食料安全保障の観点から、効率的な備蓄、安定的な輸入の確保を実施するとともに、パンデミック(感染症の世界的流行)や、世界的な人口増加、気候変動による減産、自然災害や紛争など、食料供給に影響を与える多様なリスクに備えて、食料の安定供給体制の維持・充実に努めていく。

### 情勢・問題認識等

「食料・農業・農村基本計画」では、食料安全保障の観点から、食料自給率の目標(カロリーベース)45%(2025年度)と併せて食料自給力の指標(食料の潜在生産能力)を示している。

2021年1月、農林水産省は食料の輸入途絶等の不測の要因により食料供給に影響が及ぶおそれのある事態に政府として講ずべき対策の内容等を示した、緊急事態食料安全保障指針の一部を改正し、パンデミックへの対応強化を盛り込んだ。

食料安全保障の確立の観点から、コロナ禍による中長期的な食料需給への影響を精査し、「ポストコロナ」時代における食料安全保障のあり方について十分な検討が必要である。

## 提言 4 : 「買い物弱者」問題対策の強化

- ◇ いわゆる「買い物弱者」問題について、地方自治体、地域住民(商店街)と連携し、買い物環境の改善や、生鮮食料品の配達等による安否確認を通じた孤独死等の防止に向けて、地域特性に合わせた対策を講じることを求めている。

### 情勢・問題認識等

農林水産政策研究所の推計によると、自宅から生鮮食料品を扱う店まで 500メートル以上離れ、かつ自家用車を持たない高齢者が、2025年に598万人に増加すると見込まれている。

「買い物弱者」問題は、商店街や地域交通、介護・福祉など様々な分野が関係する問題であり、国の関係府省、地方公共団体の関係部局が横断的に連携し、民間企業や NPO、地域住民等の多様な関係者と連携・協力しながら継続的に取り組んでいくことが重要である。とりわけ、食品関連産業にとっては、食品流通の合理化が課題である。

## 提言 5 : 地域生産振興対策の強化

- ◇ 台風・干ばつによる被害の常襲地帯である地域への対策として、サトウキビ・ビートの生産振興対策を求めている。
- ◇ 鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大により、被害が拡大している地域への対策として、鳥獣の捕獲体制の整備や助成金などの支援を求めている。

### 情勢・問題認識等

少子高齢化や消費者の低甘味嗜好等を背景に、甘味需要は減少している。国内産糖におけるサトウキビ・ビートの生産振興対策は、地域の活性化や国防にも影響があり、国益に関わる重要な政策課題である。

鳥獣による農作物被害は、約 158 億円(2019 年度)となっており、農山漁村に深刻な影響を及ぼしていることから、鳥獣被害防止特措法に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が主体的に被害防止のための対策を強化する必要がある。

## 6. 食品物流に関する政策

小売業・卸売業は、GDP の約 13%を占めており、サービス業の中でも高い比率を有しているが(2019 年)、少子高齢化や人口減に伴う需要減少により売上高は低迷している。

トラック等の平均積載率(積載効率)は、全国・全産業では近年 4 割程度にとどまる一方で、食品の物流において需給のミスマッチが生じている地域もある。また、トラック運転手不足等による長時間労働やコスト増加の指摘もあり、共同配送や IT 活用等による物流の効率化を進める必要がある。

そのような中、流通・物流業界では、人件費や設備費、そして原油高によるコスト増が負担となっているにもかかわらず、荷主からの値下げ圧力等により収益が圧迫されているなど厳しい状況が続いている。

### 提言 1：人材育成・活用の仕組み構築と労働環境の改善

- ◇ フードチェーン全体での「食の安全・安心」への取り組み強化が必要であり、運転手等の品質管理教育や法改正の周知・指導等管理体制の強化を求めていく。
- ◇ 免許取得にかかる費用の支援や取得条件の緩和等の施策を講じること、および若年層・高齢者の人材活用の仕組みの構築を求めていく。
- ◇ 荷主と運送事業者が一体となって、荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等による長時間労働の削減に取り組むことをはじめ、労働環境の改善を求めていく。

### 情勢・問題認識等

食品事故、偽装問題など「食の安全・安心」への消費者の関心はますます高まっており、物流部門に関しても品質管理を強化する必要がある。

「トラック輸送状況の実態調査」(国土交通省、2015 年)によると、トラック輸送における「荷待ち時間がある運行」が 46.0%を占めており、その平均拘束時間は 13 時間 27 分となっている。また、1 運行あたりの荷待ち時間の分布をみると、平均時間は 1 時間 45 分となっており、そのうち 28.7%が 2 時間超となっている。

中型免許制度施行に伴う運転可能範囲の変更や若年層の車離れを背景に、特に若手運転手が不足している。また、自動車運転手の過労運転防止のための規制強化や安全対策が求められている。

### 提言 2：物流面における食料安全保障の確立

- ◇ 大規模災害時における緊急輸送ネットワークに必要な整備を推進し、食料品等を迅速かつ確実に供給できる体制の構築を求めていく。

### 情勢・問題認識等

食料安全保障の観点から、東日本大震災や熊本県を中心とする九州地震、およびコロナ禍等の経験を踏まえ、想定される大規模災害時における、緊急輸送ネットワークの整備を推進し、食料品等を迅速かつ確実に供給できる体制づくりが必要である。

### 提言 3：運賃・料金收受および価格転嫁の適正化

- ◇ 適正な運賃・料金收受に向けて、運賃が運送の対価であることを明確化するとともに、荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」および「取卸料」とした改正標準貨物自動車運送約款の周知の徹底を求めていく。
- ◇ 原油の高騰や増税の影響等、必要なコストを適正に価格転嫁していく仕組みの構築を求めていく。とりわけ、センターフィーの額や算出根拠などについて十分に協議することや、納入業者の利用量などに応じた運営コストについての合理性確保を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

2017年8月、国土交通省は、標準貨物自動車運送約款等について、運送状の記載事項として、「積込料」、「取卸料」、「待機時間料」等の料金の具体例を規定すること、積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」および「取卸料」とし、荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定すること、付帯業務の内容として「横持ち」等を明確化すること等の改正を行うことにより、運送の対価としての「運賃」および運送以外の役務等の対価としての「料金」を適正に収受できる環境を整備した。

原油の高騰や増税の影響等による必要なコストを適正に価格転嫁していく仕組みをフードチェーン全体で展開できる物流体制の構築が必要である。

### 提言 4：物流の集約化・効率化の推進

- ◇ より効率的な一括納品の仕組みづくり、物流拠点の集約化と共同物流の観点から、多店舗展開をしていない小売店も利用できる中小規模の配送センターを適所に配置すること等への支援を求めていく。
- ◇ 共同配送や、外装・パレットの標準化、IT活用等による物流の効率化により、食品を輸送するトラックの積載率を向上させることで、食品物流の改善を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

小売業・卸売業の活性化に向けて、卸売市場の機能強化や、IT技術の活用による業務の効率化を行う必要がある。

IT活用による業務効率化や自動化を行う中小企業等に対して、ITツール(ソフトウェア、サービス等)の導入を支援していくことは、労働生産性向上の観点からも重要である。

## 提言 5 : パレットの安定供給・紛失防止に向けた取り組みの推進

- ◇ パレットの安定供給・紛失防止に向けた取り組みの一環として、パレット管理システムの導入や「レンタルパレット紛失保証制度」に対する必要な支援を求めていく。

### 情勢・問題認識等

国内で約 5 億枚流通しているとされるパレットのうち 1 割以上が紛失しており、毎年 2,000 万枚の新しいパレットが投入されている現状がある(推計値)。また、レンタルパレットを紛失した場合には、違約金を支払う必要がある。これらのコスト負担は多大であり、パレットの安定供給・紛失防止に向けた対策が必要である。

フード連合加盟組合(企業)のうち、一部大手企業ではパレットの規格統一が進んでおり、また、GPS による追跡システムによってパレットの紛失防止の取り組みもできている。一方で、中小企業を中心に、それらが進んでいないという現状がある。「パレットの安定供給・紛失防止」に向けて、まずは、業界内における「パレットの規格統一」が必要である。

## 提言 6 : 物流を考慮したまちづくりの推進

- ◇ 貨物の棚卸しや集配のために貨物自動車が駐車することが必要不可欠と認められる道路の部分については、荷捌き需要の多い時間について駐車禁止規制の対象から除く措置を検討することや、荷捌き場の設置を進めるなど、物流を考慮したまちづくりを求めていく。

### 情勢・問題認識等

路上における違法駐車は、特に都市部において交通渋滞や交通事故の要因となっている。一方で、物流の必要性への配慮から、貨物の棚卸しや集配のために駐車規制の緩和や、荷捌き施設の設置を進める必要もある。

## 7. 社会関連政策

### (1) 年金政策

年金は高齢者世帯における収入の 63.6%を占めている。そして、高齢者世帯の 48.4%が公的年金収入だけで生活しており、老後の生活保障の柱となっている。高齢、障がいなどリスクに直面したときに基礎年金等の給付が受けられるよう、公的年金制度の機能強化が急務である。

現在、高齢世帯が生活保護世帯の過半数を占めており、増加傾向にある。基礎年金の生活保障機能が低下し、高齢世帯の生活保護受給者が更に増加することが懸念されている。

企業年金制度については、企業年金を実施する企業は減少している。また、確定給付企業年金(DB)、確定拠出年金(DC)制度の見直しが進んでいる。中小企業の労働者や非正規労働者の多くは企業年金の対象外となっている。公的年金の補完機能に鑑み、中小・非正規を含めた企業年金の普及・拡大が必要である。

#### **提言 1 : 「真の国民皆年金」の実現および基礎年金の財源確保**

- ◇ 誰もが高齢、障がいなどのリスクに対して不安なく暮らし続けられるよう、基礎年金の基盤強化や年金一元化など、抜本的な改革を行うことを推進し、就業形態に関わらず、すべての人が同じ所得比例年金に加入する「真の国民皆年金」の実現に向けた取り組みを進めることを求めていく。
- ◇ 基礎年金は老後の生活の基礎的部分を賄うものであることを踏まえ、財源を確保し、マクロ経済スライドの対象から外すとともに、低所得者加算措置などの低年金者対策を求めていく。

#### **情勢・問題認識等**

高齢化が加速度的に進み、給付と負担のバランスを確保することが大きな課題となっていることから、財政の持続可能性と給付の十分性を両立させることが必要である。

2020年5月に年金制度改革関連法が成立したが、基礎年金の底上げに関する具体的な対応は先送りとなっている。また、マクロ経済スライドの発動により、長期的に給付の抑制が見込まれている。

基礎年金の財政基盤を抜本的に強化しつつ、低年金者に対する福祉的給付を支給し、だれもが高齢、障がいなどにより生じるリスクに対して安心して暮らし続けられるよう、公的年金による十分な所得保障を行う必要がある。

## 提言 2 : 全ての労働者に対する厚生年金の適用拡大

- ◇ 雇用形態や企業規模の大小を問わず、全ての労働者に厚生年金の適用を求めていく。  
まずは、2016年10月から被用者保険の適用拡大の対象となった労働者(労働者501人以上の企業)への厚生年金の適用を徹底したうえで、今後段階的な拡大が予定されている、労働者101人以上の企業の労働者(2022年10月)、労働者51人以上の企業の労働者(2024年10月)への厚生年金の適用の周知・徹底を求めていく。
- ◇ 年金受給資格期間が10年に短縮されたことを踏まえて、年金は長く保険料を納めれば受給額が増える仕組みであること、任意加入、保険料後納制度、合算対象期間(カラ期間)を利用して10年を満たす場合もあること等についての周知を効果的に行うことを求めていく。

### 情勢・問題認識等

短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大が進められているものの、その対象者が限定的であることから、当分の間の経過措置となっている企業規模要件を速やかに撤廃する必要がある。

2016年11月に、年金の受給資格を得るために必要な保険料の納付期間を25年から10年に短縮する改正年金機能強化法が成立し、2017年10月から約64万人が新たに年金を受けられるようになった。受給には本人か代理人による「請求」が必要であるため、引き続き周知の徹底が必要である。他方、受給資格期間を10年に短縮しても約26万人が無年金という現状もある。

### 提言 3 : 全ての労働者に対する企業年金の適用拡大

- ◇ 受給権保護を重視し、将来にわたって安定的な給付を約束する企業年金制度を構築し、雇用形態や企業規模に関係なくすべての労働者が制度適用されるように求めていく。
- ◇ 確定拠出年金(DC)制度について、確定給付企業年金(DB)や企業型 DC から個人型 DC への安易な移行を防ぐとともに、企業型 DC の制度の充実を求めていく。
- ◇ 安定的な退職給付を確保し、企業年金の普及を促進するため、企業年金の年金積立金に対し課税される特別法人税の撤廃を求めていく。
- ◇ 企業年金の持つ公的年金の補完機能に鑑み、中小企業退職金共済(中退共)制度や、簡易型確定拠出年金(DC)制度の普及をはじめ、中小・零細企業向けの企業年金の充実を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

企業年金制度の中心は、確定給付企業年金(DB)、企業型確定拠出年金(企業型 DC)であり、確定給付企業年金(DB)の大半が、適格退職年金制度や厚生年金基金からの移行となっている一方で、企業型確定拠出年金(企業型 DC)は新規導入が 6 割を占めており、現在も新規導入が増加傾向にある。

すべての従業員規模で企業年金制度の実施割合が低下しているが、従業員規模 300 人未満で減少が大きくなっている。また、短時間・有期等労働者の多くは企業年金の対象とされていない。

国は、企業年金が公的年金の補完機能を確実に果たすことができるよう、中小・零細企業の労働者や短時間・有期等労働者に対する制度の普及促進を抜本的に強化する必要がある。

### 提言 4 : 責任投資(ESG 投資)の推進

- ◇ 年金基金(公的年金・企業年金)の運用にあたって、環境・社会(労働)・コーポレートガバナンスなどの非財務的要素を考慮する責任投資(ESG 投資)の推進を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

社会的に ESG(環境・社会(労働)・コーポレートガバナンス)責任投資の考え方が浸透してきており、労働組合としても企業年金などで責任投資の導入に向けた取り組みの実施により、公正かつ持続可能な社会の形成につなげていくことが求められている。

## (2) 医療・介護政策

フード連合加盟組合のなかには、保健機能食品やいわゆる健康食品の提供を通じた健康の維持・増進や、医薬品・診断分析キットなどを作るための原材料を提供することで病気の治療・原因究明に貢献している。

近年、健康に対する関心は高く、健康食品・保健機能食品の利用はますます進んでいる。また、食品そのものによる栄養機能に着目し、健康増進の一助となるよう様々な取り組みを進めている。

高齢化の急速な進行により65歳以上の高齢者人口は2020年9月現在で3,617万人となり、過去最多となった。そして、2025年には団塊の世代が全て75歳以上となるなど、高齢者数はますます増加していくことが見込まれている。

国民医療費は40兆円を超え、高齢化や医療の高度化などにより、今後も医療費の増加が見込まれていることに加えて、少子高齢化の進行による人口構成の変更に伴い、一人当たりの医療費も上昇傾向にある。国民皆保険を持続可能な制度にしていくためには、財政の健全化が必要不可欠であることから、医療制度改革に向けて取り組みを進めていく必要がある。

介護保険制度は2000年に創設されて以来着実に普及し、65歳以上被保険者数が約1.6倍に増加するなかで、サービス需給者数は当初の149万人から487万人(2019年度)と約3.3倍に増加し、高齢者の介護に不可欠なものとして定着・発展している。一方で、介護保険の総費用は当初の3.6兆円から11.7兆円(2019年度)と約3.3倍に増加し、年々増加している。

### 提言 1 : 医療と介護の連携強化

- ◇ 2025年の「地域包括ケアシステム」構築に向けて、地域で医療の質を低下させることのないよう、医療と介護の連携を推進するとともに、医療・介護に係る総合相談・支援の充実を求めていく。
- ◇ 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機能の分化・連携によって、切れ目のない質の高い医療と介護サービスの確保を推進する。

### 情勢・問題認識等

住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいというニーズに対応するため、医療、介護のみならず様々なサービスが日常生活圏域で受けられる「地域包括ケアシステム」の構築が、感染症のまん延防止を考慮したうえで求められている。

要介護者が増加する中、介護者の介護負担・ストレスは大きいことから、仕事と介護の両立にかかる総合相談窓口や支援体制の強化が求められている。

## 提言 2 : 安全・安心な医薬品、医療・介護用食品の提供

- ◇ 高付加価値品の提供に向けて培ってきた知的財産権が適切に保護されるよう、経済連携協定などの動向を踏まえ、知的財産権の保護の充実・強化を求めていく。
- ◇ 国民に有益かつ安全・安心な医薬品を継続して供給する観点から、薬価制度を含めた適切な医療制度の構築を図ることを求めていく。
- ◇ 災害時の医薬品や医療・介護用食品、アレルギー対応食品の安定供給と流通体制の確保に向けて、国、都道府県、市町村、企業、卸売業者の連携を求めていく。

### 情勢・問題認識等

食品の付加価値創出に向け、食品価格の背景や生産環境に伴う適正な価格への理解を深める必要がある。

コロナ禍によって衛生材料や生命関連製品の供給不足・供給不安が発生したことから、大規模自然災害やパンデミックを想定した医薬品や医療機器、衛生材料等の供給・備蓄体制の再構築が必要である。

医療用医薬品の流通改善については、これまで流通当事者間の自主的な取り組みにとどまっていたが、2018年1月、国は「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が順守すべきガイドライン」を策定し、医薬品の適正な取引を推進し、将来にわたる流通機能の安定性を確保するための取り組みを強化している。

## 提言 3 : 良質な医療と介護サービスの実現

- ◇ 全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合共に高齢者医療に対する負担金がそれぞれの財政を圧迫していることから、財政基盤の安定化のため、政府に対して公費負担の拡大を求めていく。
- ◇ 介護等を必要とする人が地域で安心して暮らし続けられるよう、軽度者も含め、良質な介護保険給付を求めていく。

### 情勢・問題認識等

公平に、かつ安心して医療へアクセスできるよう、国民皆保険の下で、保険者機能が発揮される持続可能な医療保険制度の確立が不可欠である。

国は、社会保障財源の確保を目的に、医療費自己負担割合の見直し等について検討するとの方向性を示しているが、患者の医療および医薬品へのアクセスを阻害することにつながりかねないことから、自己負担割合の見直しについては慎重な検討が必要である。

今後のさらなる高齢化にともなう重度化の進行や単身・高齢夫婦のみ世帯、認知症患者の増加により、介護サービスに対する需要は加速度的に増大することが見込まれる。

## 提言 4：高齢者や介護を必要とする者への食を通じた支援

- ◇ 高齢者や介護を必要とする者に対して、迅速かつ確実に食料が届くシステムを確立することを求めていく。
- ◇ 高齢者や介護を必要とする者に対する「フードクーポン」の無償配布など、食を通じた支援策を求めていく。

### 情勢・問題認識等

単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯等が増加する中、買い物や食事の準備が困難等の食に関する問題を抱える高齢者等への栄養・食生活の支援策が求められている。

2017年3月、厚生労働省は「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を公表し、高齢者等の食事の選択肢と利便性の拡大および健康の保持増進を図る取り組みを推進している。

高齢者や介護を必要とする者に対して確実に「フードクーポン」の無償配布等を行っていくためには、不公平感の解消や不正受給防止の観点からマイナンバー制度の活用が重要である。

### (3) 子ども・子育て支援政策

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実のため、「子ども・子育て関連 3 法」に基づく子ども・子育て支援新制度がつくられ、2015 年 4 月より制度が本格実施されている。

2021 年 6 月に育児・介護休業法が改正され、男性を対象に、子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで休業できる「出生時育児休業」が創設された。

男性の育児休業取得日数は、「5 日未満」が 4 割程度にとどまっていることから、女性に比べて休業取得が著しく進んでいない男性にとって積極的な育児参加の契機となる。

保育需要の増加により、待機児童数は 2020 年 4 月 1 日時点で 12,439 人となり、3 年連続で減少しているものの、子ども・子育てを社会全体で支える環境や仕組みづくりは引き続き重要な課題となっている。

また、親のない子ども、虐待を受けた子どもや何らかの障がいのある子どもに対しては、きめ細やかな支援が求められている。

#### **提言 1 : 子ども・子育てを社会全体で支える仕組みの構築**

- ◇ 安心して子どもを産み育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築するとともに、子ども・子育てを社会全体で支える第一歩としての「子ども・子育て支援新制度」の確実な実施のための取り組みの推進を求めていく。
- ◇ くるみん、プラチナくるみんなどの「認定マーク」の認知度を向上させるための周知活動を強化するなど、中小・零細を含めた全ての企業が積極的に次世代育成支援に取り組むことのできる環境づくりを推進することを求めていく。

#### **情勢・問題認識等**

「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行 5 年後の見直しに係る対応方針がとりまとめられた。保育の質の改善や量的拡充は不十分ながらも一定程度進みつつあるが、財源確保や認可外保育施設等における保育の質に課題が残ったままである。

子ども・子育て支援の拡充が、女性労働力率の高まりによる労働生産性の向上と着実な経済成長、子どもの貧困の抑止につながることを社会全体で共有化することが重要である。政府は、子ども・子育てを社会全体で支えるという意識のもと、さらなる予算増額が求められている。

## 提言 2 : 出産・子育てにかかる経済的負担の軽減および児童虐待の予防

- ◇ 出産、子育てにかかる経済的負担の軽減や、児童虐待の予防と対応策を強化するための措置について調査・研究し、必要な対策を求めていく。
- ◇ 希望するすべての子どもが保育所や放課後児童クラブ等を利用できるよう保育所等の待機児童を早期に解消することを求めていく。
- ◇ 保護者の就労状況や経済状況にかかわらず、子どもがより良い環境で育つことができるよう、保育所および幼児教育の無償化に向けた検討を求めていく。

### 情勢・問題認識等

「子どもの貧困率」は、13.5%(2019 年)であり、日本は OECD 加盟国の平均 12.8%(2017 年)を上回っている。また、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率は最も高い 48.3%である。さらには、生活保護家庭などで親の貧困が次世代に引き継がれる貧困の連鎖の問題があり、これを断ち切ることが急務である。

児童扶養手当について、2018 年 4 月より年 3 回から年 6 回へ見直されたが、家計の安定のためには毎月支給の実現が求められる。

いわゆる潜在的待機児童も含め、待機児童の解消も依然として課題である。政府は「新子育て安心プラン」を公表し、2024 年度末までに約 14 万人分の受け皿を整備するとしており、実態を把握しながら、放課後児童クラブを含め確実に待機児童の解消を進めていく必要がある。

## 提言 3 : 「子ども食堂」の基盤強化と子育て世帯への食を通じた支援

- ◇ 子どもの貧困の解消の観点から、「子ども食堂」が継続的・安定的に活動できるよう、事業所、倉庫、配送用車両などのインフラ設備への助成、人件費への公的補助など、「子ども食堂」の基盤強化のために、国や自治体による支援を求めていく。
- ◇ 子育て世帯に対する「フードクーポン」の無償配布など、食を通じた支援策を求めていく。

### 情勢・問題認識等

2020 年 3 月、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、「子ども食堂」の支援が盛り込まれたが、国や地方自治体による「具体的な」支援の強化・拡大が必要である。

子育て世帯に対して確実に「フードクーポン」の無償配布などを行っていくためには、不公平感の解消や不正受給防止の観点から、マイナンバー制度の活用が重要である。

## II. 業種別部会政策

### 1. 食肉部会

食肉業界を取り巻く環境は、人口減による国内需要の減少と、新興国での急激な食料需要の増加による需給バランスの変化によってもたらされる食肉価格の高騰、原料・副原料および資材のコストアップから、非常に厳しい状況が続いている。そのような状況下において、TPP 締結による将来的な関税削減影響より、国内畜産農家のコスト競争力強化は避けられない課題となっている。ひいては、畜産品の国内自給率低下が予見される一方、依然として、畜産関連の疫病は、国内外問わず発生しており、畜産農家の生産性低下や、防疫対策のコスト負担として跳ね返りを見せている。また、食肉業界では人手不足が事業運営上、大きな課題となっており、さらなる業界再編の動きなど先行き不透明な状況になっている。労働環境の改善等を実施し、持続可能かつ魅力ある産業にしていくことが求められている。加えて、近年は人口爆発による食糧問題から環境問題、動物愛護、健康志向の高まり等、さまざまな観点から代替肉市場への注目度は高まっており、アメリカ、日本のみならず全世界的なムーブメントに発展していくことは間違いなく、食肉業界に大きな変革をもたらす可能性がある。

---

#### 提言 1：食の安全・安心(企業倫理・法令遵守)の徹底

- ◇ 畜産業界全体とした、食肉関連サプライチェーンにおける、企業倫理・法令遵守の徹底に向けた指導強化を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

食肉業界として、社会規範に反する行為が 2000 年代をピークに多く発生した。それらの行為で傷ついた信頼を回復すべく、企業倫理と法令遵守も含め、畜産業界全体での風土改革が必要とされる。

業界として信頼性を高めるためにも、食肉業界に携わる仲間全員で取り組まなくてはならないが、それらに加えた国としての支援や指導強化を行い、企業倫理・法令遵守を実行し、食肉業界の風土改革へ地道に取り組む必要がある。

---

#### 提言 2：家畜伝染病に関する取り組み強化

- ◇ 家畜伝染病に関する以下施策の強化・検討を求めていく
  - ・県跨ぎの対応や小規模農家への支援等の更なる防疫対策
  - ・発生地域の農家へのフォロー(所得補償、再建に向けた支援等)
  - ・風評被害の防止
  - ・国際的な防疫体制(水際対策)の強化

#### 情勢・問題認識等

2020 年に CSF(豚熱)の流行、ASF(アフリカ豚熱)侵入リスクなどを背景に家畜伝染病予防法が改正され、対策基盤が強化された側面はあるものの、各都道府県における対応にはバラつきがある。また、鳥インフルエンザ等他の疫病についてのリスクも踏まえ、疫病の侵入対策を含めた衛生管理のさらなる徹底・強化や、万が一発生した場合の農家、および関連業者への支援を充実化していくことが必要な状況である。

### **提言 3 : 環境問題への対応**

- ◇ 畜産業の事業場の排泄物処理に関する的確かつ広範な指導の強化を求めていく。

#### **情勢・問題認識等**

畜産業の事業場からの排泄物処理についても、法令遵守の観点・周辺環境への影響配慮の観点から徹底・強化が必要な状況である一方、業界全体としての徹底は不十分な面もあると認識している。

1 つの事業場の不徹底が業界全体へ影響を与えうるという前提のもと、国(地方自治体)による細かな指導を行っていく必要がある。

---

## 2. 乳業部会

乳業部会に所属する労働者が従事する企業は、基本的に乳・乳製品を製造および販売を行なっている。日本には約 500 社程度の製造・加工場があり、従事者は約 4 万人となっている。また乳業界のステークホルダーは、私たちが製造・販売している商品を食べている消費者はもちろん、その商品を販売する流通業(量販店、CVS、生協など)や乳・乳原料を生産する酪農家および商品を運ぶ物流業など多岐にわたっている。

乳製品製造業に関わる工場やメーカーは、1990 年代までは 800 社以上あったが、運輸形態の発達や消費者の食生活の変化、酪農界の低迷や将来的な人口減少を見据えた取組み、そして政府の助成策など様々な要因のもと整理および統合された結果、現在の 500 社程度となっている。現在の乳製品の国内市場規模を踏まえると、今後も企業内製造工場の合理化や同業他社間の整理統合がより進展する方向にあると推察される。

以上のことから労働界の一員である私たち乳業部会としては、雇用機会の確保および維持が潜在的な課題であることを忘れてはならない。

乳業界に属する多くの企業や工場は、国産の乳・乳製品を原料とし、製造・販売を行なっている。原料供給の根幹である酪農界は、ここ十数年様々な要因から生乳生産減少を繰り返す状況にあり、乳・乳製品の年間を通しての安定供給も困難な状況となっている。しかし、2018 年から本格的に開始した生乳生産拡大策の効果が出てきたことで、2020 年には北海道地区で大幅に生乳生産が増加した。私たち乳業界に従事する者は、他産業である国内の酪農界とは密接な関係であることを十分に認識し、「酪農界の発展がなければ国内乳業メーカーの発展はない。」という考えのもと、今後の乳業界の展望を考える必要がある。

---

### 提言 1 : パンデミック等における大規模な生乳処理優先活動に伴う乳製品過剰在庫の消費及び政府助成の継続

- ◇ 2020 年 4 月の緊急事態宣言時の施策を制度化する等、国の判断における休校などの場合は生乳廃棄を阻止する施策の常設を求める。
- ◇ 業界およびステークホルダーを巻き込んだ過剰乳製品消費のための施策を求める。

### 情勢・問題認識等

2020 年初頭から猛威を振るう新型コロナウイルスの影響により、日本国内でも「これまで当然であったことが当然でなくなる。」という状況になった。その影響により緊急事態宣言が発布された際に、日本の乳資源の消費機会としての役割も非常に大きい学校給食用牛乳の供給が、2 カ月近く停止の措置を余儀なくされた。

乳業界としては政府の助成もある中、生乳廃棄を阻止するため、ほぼ全量の生乳を加工処理し、脱脂粉乳やバターなどその乳資源を長期保存可能な製品に変える取り組みを全力で行った。しかしその製品の(消費先)は決まっていなかっただけでなく、在庫場所さえ十分でないという問題もあった。そこで政府は計画されていた輸入乳製品との差し替えや家畜飼料への転用などによる在庫の解消やそのコストへの助成などを手厚い保護施策を実施したことにより危機は乗り越えたが、脱脂粉乳が過剰在庫であることは変わらない。

再度緊急事態宣言等の措置が発令された場合は、2020 年 4 月と同じような助成策は難しいと考えられている。もし乳業界が必要なだけの乳・乳処理だけに徹すれば、増産体制になっている酪農界は困窮し、業界の破綻まで考えられる。それを回避するための策は喫緊の課題と認識しなければならない。

---

## 提言 2 : 牛乳の適正価格の実現

- ◇ 適正価格の実現に向けて、業界を横断した議論の場の設置等の取り組みの強化を求める。

### 情勢・問題認識等

以前より牛乳や卵は物価の優等生と言われるように、量販店での 1,000ml あたりの平均売価は税込みでも 200 円前後で推移している。国民の基礎食品としての位置づけとしてはまさに「優等生」であるが、乳業界・酪農界では 200 円前後で販売されることは、産業の持続的な存続という観点から見ると非常に困難であることを伝える必要性がある。

特に 1000ml 牛乳は、メーカーの大小に関係なく、原料価格は 100 円を超えている。そこに光熱費、人件費、設備費や物流費などを含めると、量販店など次のステークホルダーに達した時点で 200 円を大幅に超える価格で運用されないと、持続的な産業の実現とは程遠いものとなる。

この問題は乳業界だけではなく、荷主となる乳業メーカーが薄利となる商品を販売することになるため、物流業界に適正価格で配送を委託することも難しくなる。また飼料の高騰や設備の投資などで原料を供給する酪農業界も現状の乳価では、持続的な産業の発展は困難となるが、乳価交渉において私たちは酪農業界に対してできる限り乳価を抑える交渉を行っているのが現状である。そして小売業のほとんどが納入価格＝消費者の売価で運用している。適正価格の実現の必要性を各産業が向き合い、是正しなければ産業の発展はあり得ないことから、上記の政策を求める。

---

## 提言 3 : 液体ミルク市場拡大に向けた支援

- ◇ 地方自治体における災害備蓄商品の計画的な利用を求める。
- ◇ 発展途上国における食糧支援としての活用を求める。

### 情勢・問題認識等

2011 年の東日本大震災や 2016 年の熊本地震の際に、海外からの支援物資に液体ミルクがあり、その利便性から日本国内での製造・販売を望む声が高まった。そして 2018 年、江崎グリコより発売したことを皮切りに、大手乳業メーカーを中心に追随する動きが出ている。液体ミルクは、災害大国と言われるこの日本において、備蓄物資としては重宝されるものであり、特に妊産婦においては緊急時の代替商品として活用できることから精神的にも重宝されるものである。

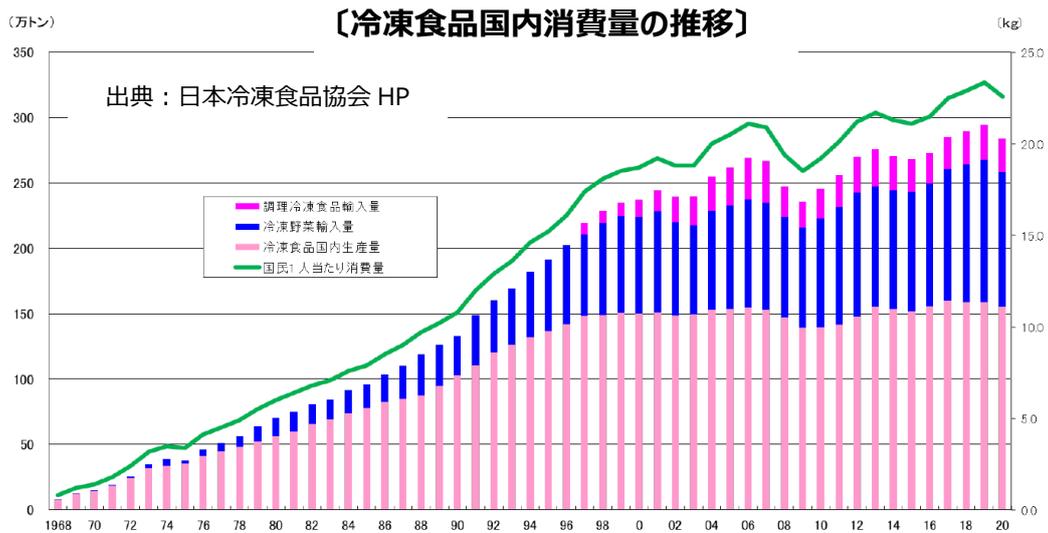
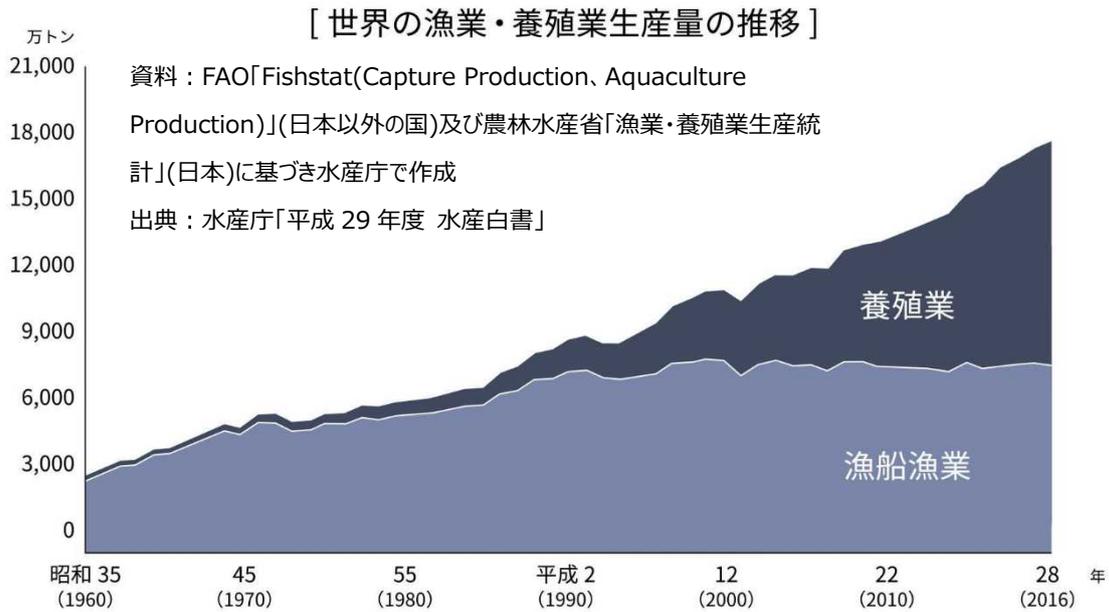
乳業界も知見を深めたうえで販売に至っており、液体ミルクを含めた育児品を製造・販売することは必要ではあるが、出生数が大幅に減少する現状においては、ビジネス的な観点から見ると傾斜産業であることは否めず、液体ミルクについても費用対効果に見合っているとは言い難い。そのため乳業メーカーとしては育児品部門を縮小し、高齢化社会を見据えた部門など市場規模が見込めるゾーンにシフトしていくことは当然であるため、本来であれば市場が縮小している部門への投資が少なくなることは当然である。

政府として液体ミルクを国内の乳業メーカーに製造・販売させるまでに尽力したが、今後液体ミルクの更なる改良や持続的な製造・販売を考えるのであれば、政策的な対応が必要と考える。

### 3. 水産冷食部会政策

世界的な健康志向の高まりとともに、世界における魚の消費動向は、右肩上がりに増加している。一方、漁業の生産高は 1980 年代後半以降、横ばい傾向であり、養殖業の増加分がプラスとなり供給の増加分を賄っている。「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づいて策定された「養殖業成長産業化総合戦略」を踏まえ、とりわけ養殖業における労働環境の整備が喫緊の課題となっている。

冷凍食品においては、国内の消費量は 2019 年度に過去最高を記録した。そのような環境下において、水産冷食業界が持続的に発展していくため、業界に横たわる過去からの慣習・ルールや認識を改め、「雇用の安定」、「食の安全・安心の啓発」に向けた取り組みが必要である。



## 提言 1：養殖業の労働基準法適用化

- ◇ 労働基準法 41 条(特定産業の適用除外)の改正等により、養殖業に従事する労働者の環境整備を求めていく。

### 情勢・問題認識等

現在、養殖業に従事する労働者は、労働基準法の一部適用除外となっていることが前提となり、相対的に他の産業と比較し、少ない休日数や常態化された長時間労働などの劣悪な労働環境下に置かれている。養殖業成長産業化総合戦略にある「労働環境の整備」を実現するためにも、労働基準法の適用化を喫緊の取り組みとして進めていくべきである。

水産業の中でも、とりわけ養殖業は世界的な市場の拡大に加え、陸上(内陸)養殖の進展、自動給餌機の発達など、取り巻く環境変化は大きい。労働基準法の一部適用除外とした根拠とされる「労働時間が自然環境に左右され、労務管理が困難である」とは言い難い状況にある。

---

## 提言 2：普及啓発活動の強化

- ◇ 冷凍食品の継続した消費拡大に向け、消費者に対する冷凍食品に関する正しい知識の理解促進を求めていく。

### 情勢・問題認識等

女性の社会進出や共働き家庭の増加に伴う家事時間の短縮により、食の簡便化志向が強まり、簡単に調理できる、又はすぐに食べられる冷凍食品の需要が高まっている。しかし、小売店において、依然として安価で販売され、水産食品メーカーの利益率は他の食品産業と比較して低い状況である。

冷凍食品が安価で販売されることにより、消費者から価格そのものの不信感や製品の品質に対する不安にもつながっており、冷凍食品のおいしさや、「栄養を保持していること」、および「腐敗や食中毒の原因となる細菌が活動できないため衛生的であること」などの安全性に関する正しい知識を広めることにより、更なる消費拡大に努め、このような現状からの是正が必要である。

---

## 提言 3：納品期限(三分の一ルール)の見直し・法制化

- ◇ 食品産業の健全な発展のために、流通現場における納品期限(三分の一ルール)の見直し・法制化を求めていく。

### 情勢・問題認識等

缶詰や冷凍食品は、食品の中でも賞味期限が相対的に長く、仮に賞味期限の三分の一を経過したとしても、美味しく食べられるまで相応の期間がある。一律に三分の一を基準に納品期限とするのは食品ロスの観点からも合理的とは言えない。

食品産業全体に横たわる課題として、商品の状態にかかわらず、流通段階における納品期限により、納品の拒否や返品等が発生している実態がある。食品産業の健全な発展に向けて、また、食品ロスの観点からもルールの見直しや法制化が必要である。

## 4. 醤油味噌部会

醤油の出荷量は、1970年代に120万KL台を何度か記録したのをピークに減少をたどり、2002年に100万KLの大台を割り込んだ。原材料価格の高騰により、多くの企業で価格改定が行われた2008年には90.5万KL、さらに2019年は75万KLを割り込んでいる。近年の傾向としては家庭用製品の出荷量が減少し、業務・加工用向け製品の出荷数量が増加するといった構成比の変化があったが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた外食市場の苦戦から業務用が大幅マイナスに転換、一方で“巣ごもり需要”により家庭用は好調な動きを見せている。また、調理の簡便化が進む中で伸びを見せていた、つゆ類・たれ類等を含めた醤油関連調味料トータルでの出荷量は横ばい傾向にある。

他方、味噌の1990年代の出荷量は比較的安定して推移していたものの、2000年代に入って減少傾向が続いており、2016年は発酵食品ブームや業界のPR活動の効果もあり、久々に前年実績を上回ったが、2021年以降は40万トンを下回る厳しい予想がされている。

---

### 提言1：醤油・味噌の復権と価値訴求

- ◇ 醤油・味噌の復権と価値訴求に向けて主に以下の取り組みに関する支援を求める。
  - ・今後の需要創出を目指した新たな視点での商品開発
  - ・日本食ブームへの対応
  - ・国内消費者への醤油・味噌の価値訴求
  - ・付加価値の適正評価(適正な価格の実現)

### 情勢・問題認識等

醤油と味噌は日本の食文化を支える調味料であり、全国には各地の風土や食習慣に適した様々な醤油・味噌が存在し、地域毎に多様な顔を見せる食文化の一端を担っているが、ともに出荷量が長期の減少傾向にある。要因として人口構造の変化と、食の嗜好の多様化、女性の社会進出の進展等による家庭内調理の減少、加工食品製造企業の工場の海外進出などが挙げられる。日本食ブームや発酵食品ブームの効果も期待できるが、国内市場の減少傾向に歯止めをかけるまでは望めないのが実情であり、今後の需要創出を目指して、新たな視点での商品開発が求められる。

世界的な日本食ブームにより、世界各国への輸出や海外生産が増加し、“世界の調味料”となりつつあるという観点からも、醤油・味噌の価値を日本国内外の消費者に訴求していく必要がある。

2013年12月には「和食：日本人の伝統的食文化」が、ユネスコ無形文化遺産に登録されたこともあり、世界的にさらなる日本食ブームの到来が期待されている。

醤油も味噌も、一部高付加価値製品へのシフトにより、単価アップがなされてはいるが、コストのかかった付加価値の高い伝統食品としては、あまりにも安く売られている状況に変わりはない。このままでは、原材料価格の高騰・高止まりと、流通の低価格販売競争とに挟まれた醤油・味噌業界が、利益確保もままならない苦境に追い込まれ、業界全体が不健全な状態に陥る可能性がある。

醤油・味噌業界では「醤油・味噌の価値の復権」と「需要回復」を目指したPR事業に注力しており、特に、重点的に推進されている小学生を対象とした食育活動は、即効性のみを期待するのではなく、時間をか

けてでも将来の醤油・味噌文化と食文化を担う層を育もうとする意義が高く評価されおり、全国各地で展開されている。

---

## 提言 2 : 不安定かつ、高止まりする原材料コストへの対応

◇ 不安定かつ、高止まりする原材料(大豆・小麦)に対する支援の強化を求める。

### 情勢・問題認識等

醤油・味噌業界の主原材料である大豆(丸大豆、脱脂大豆)、小麦は輸入に大きく依存しており、為替相場によっては収益悪化へ影響することが危惧される。しかし、製品価格への反映ができない状態にある。特に中小企業が多い醤油・味噌業界において企業体力や競争力を維持していく上でも重要と考える。

そのような環境の中で、直近では国産・有機栽培といった産地・栽培方法に特徴のある原材料については他業種との競争もあり、少量での調達が困難なため、調達価格の上昇が顕著になり、利益を圧迫する傾向にある。国産丸大豆については入札価格も上がり続け、高止まりの様相を呈していることも踏まえ、日本の食文化を支える醤油・味噌を持続可能なものとするための原材料価格の安定化などの支援が求められる。

---

## 5. 油脂調味料部会

### <油脂業界>

油脂は主に調理加工に用いられ、日々の食事に不可欠であることから、需要は比較的安定している。さらに近年では健康志向の高まりを背景に、健康的価値の高い「サプリメント的オイル」の需要拡大が見込まれている。一方で主原料となる大豆及び菜種は原産国が北米や南米に集中し、相場価格が天候や市況変動の影響を受けやすい状況にある。そのため各企業は相場変動の影響を受けにくい油脂原料の安定調達が課題となっている。また消費者の食品安全や社会問題に関する関心の高まりから、世界的見地からの環境保全、地球温暖化防止、フェアトレード等への取り組みを CSR 活動の一環に位置付けて積極的に展開している。

### <調味料業界>

日頃料理を作る際には様々な「調味料」が使用されるが、その中でも当部会が主に関わる「食品添加物」について記載する。食品添加物は、まず第一に安全であることが重要となるため、様々な実験結果から算出した無毒性量などを基にして使用基準などが定められており、現在の科学で考えられるあらゆる試験によって安全性の確保がなされている。またその有用性も高く幅広い用途で使用されており、私たちの食生活は食品添加物抜きには語れない。一方、学校教育やメディア等で「食品添加物は有害である」といった間違った知識が植え付けられていることもあり、安全性や有用性に関する情報が正確に伝わっておらず、食品添加物に対して悪いイメージを持っている消費者が多くいるのが現状である。

---

### 提言 1：食用油に対する正しい知識の啓発

- ◇ 食用油の健康的価値が認められる一方、一部脂肪酸が健康に及ぼす影響については依然として消費者からの関心が高く、国としての消費者教育の強化や業界団体や企業等が行う教育活動への支援を求める。

### 情勢・問題認識等

健康志向の高まりを背景に、アマニ油や、えごま油等の健康オイルは需要の拡大が見込まれている。

「トランス脂肪酸」等について、メディア情報の中には、科学的根拠が希薄な説も存在し、消費者の誤解を招くケースも散見される。

引き続き、業界団体と連携し、科学的見地に基づいた食用油に関する正確な情報の提供に努めていく必要がある。

---

## 提言 2 : 原料供給国の状況把握

- ◇ 一部海外のプランテーションで児童労働等の人権・労働問題が見られることから、企業の責務として原料供給国の事情把握に努めていくものの、他産業にも影響する案件でもあり、国としてもその支援や、業界と連携しての事情把握を求める。

### 情勢・問題認識等

SDGs(持続可能な開発目標)の取り組みへの関心が高まるなか、原料供給国を含め、世界的見地に立って、人権・労働問題に向き合うことが求められている。

一部海外プランテーションで指摘される人権・労働問題等の動向について、部会単位あるいは労使で情報共有を進めていくものの、様々な事情により解決が難しい状況にある。

---

## 提言 3 : 「無添加」訴求への対応

- ◇ 食品添加物についての誤った認識が広まっており、安全性に関する正しい知識・情報の啓発を強化することを求める。

### 情勢・問題認識等

消費者の安全安心ニーズに加え、様々なメディア媒体によって食品添加物に関する誤った情報が拡散されている影響で、「食品添加物無添加」等の表示は依然優位性のあるものとして多くの商品で使用されている。食品メーカーが「食品添加物無添加」等の表示をセールストークとして使用していることがさらに「食品添加物 = 悪いもの」という印象を強めている。

消費者庁による「無添加・添加物不使用表示対策の推進」に関してガイドライン策定の動きが進展しており、新たに検討会が発足し議論がスタートした。検討会の中では、社会に対して添加物の有用性(何のために使っているのか)を伝えていく必要性があるとしている。

2021 年の大学入学共通テストの英語問題において、低カロリー甘味料の危険性を煽るような文章が掲載された。社会的に添加物に関する誤った情報が広まっていることを示していると同時に、正しい情報を広める必要性の高さを示す状況となっている。

---

## 6. 糖業部会

近年は、消費者の低甘味嗜好や糖質制限嗜好などを背景に砂糖消費量は減少傾向で推移し、特にここ数年の減少幅は大きくなっている中、追い打ちをかける様に新型コロナウイルスの影響により、外食産業や飲料用、旅館・ホテル向けの販売は昨年来激減している。

砂糖は幅広い食品の製造に不可欠な基礎原料であり、脳と体のエネルギー源となるなど、大変重要な存在であることを情報発信し、需要の拡大に向けて取り組むことが必要である。

---

### 提言 1：砂糖の需要拡大に向けた取り組み

- ◇ 砂糖の正しい情報を消費者に提供し、需要・消費の拡大を図ることを求める。

#### 情勢・問題認識等

砂糖業界は平成時代に消費量が約 28%減少し統合再編を繰り返してきた。2021 年 3 月にも業界トップの三井製糖と大日本明治製糖が経営統合を発表した。他の組み合わせも前倒しされるかもしれない危機的状況であり、雇用や労働環境へ関わる重要な問題となっている。

また、急激な砂糖消費の減少で「糖価調整制度」の破綻も懸念される中、北海道の輪作体系を守っている甜菜や鹿児島・沖縄の離島の基幹産業であるさとうきび産業にとっても状況は同じである。

健康上悪いイメージを持たれがちな砂糖だが、農水省では砂糖に関する総合的な情報サイトを開設し、砂糖の正しい情報を提供し、砂糖の需要・消費の拡大を図る「ありが糖運動」を展開している。糖業の安定はもとより国産糖生産者や生産地域経済のため、関係団体とも連携して砂糖の消費拡大に取り組む必要がある。

---

### 提言 2：糖価調整制度の堅持

- ◇ 糖価調整制度の維持を図ると共に、制度の安定化に向けた取り組みの継続、拡充を求める。
- ◇ 農産物自由化交渉における砂糖制度の堅持を求める。

#### 情勢・問題認識等

南西諸島におけるサトウキビ産業は、農業生産に始まる経済循環の過程で多くの役割を果たす重要な基幹作物・基幹産業であり、地域の生命線となる産業である事に鑑みて、農産物自由化交渉では重要品目としての対策が講じられている。

今後も、最終製品である精製糖の海外からの流入を高い水準の国境措置を通じて阻止する中で、沖縄・鹿児島・北海道の甘味資源作物や、これを原料とする国内産糖の製造事業、更に国内産糖と輸入粗糖を原料とする精製糖製造事業が成り立つようにすることで砂糖の安定供給を確保していく仕組み(糖価調整制度)は、地域振興の観点からも非常に重要である。

## 7. 製粉部会

日本の製粉業界は長年、国の食料・農業政策の下、主要食糧の供給者として役割を担っている。特に小麦は、パン、麺、菓子など幅広い食品の主原料として使用されていることから、製粉業界のみならず、日本の食品関連産業が健全かつ持続的に発展していくためにも、「小麦粉の安定供給(食料安全保障)」「国際競争力のある適正な価格の実現」「安全・安心の確保」に資する政策が求められる。



### 提言 1：良質な国内産小麦の増産と生産性向上

- ◇ 良質な国内産小麦の増産及び需給ギャップの解消に向けて、国内産小麦の品質向上と安定供給、耐病性・加工適性に優れた新品種の開発導入の推進、スマート農業の活用による生産性向上等を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

食料安全保障の観点で食料自給率の向上は重要だが、国内産小麦の収穫量は、生育期間中の天候により大きく左右され不安定な傾向にある。また、外国産小麦はスペックを設定したうえで調達しているが、国内産小麦は製粉会社が全量買い受けるため、同じ品種でも地域により品質のブレが大きい。かつて、国内産小麦は品質面で外国産小麦に劣り、用途も限定されていたため、需給のミスマッチ(供給過剰)が発生していたが、近年の国内産小麦の品質向上等により、2016年産からは逆ミスマッチ(供給不足)の状況が続いていた。しかし、2021年産では国内産小麦の豊作等により一転してミスマッチの状態に戻り、過剰感が発生している。このような中、2020年3月に「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、2030年度における国内産小麦の生産努力目標は108万トンと掲げられた。国策として国内産小麦を増産する方針となっているが、円滑な流通を果たすためには、製粉会社はこれまで以上に国内産小麦の振興に努めることが求められ、生産者は国内産小麦の収穫量や品質を安定させながら生産性向上に努めることが求められる。

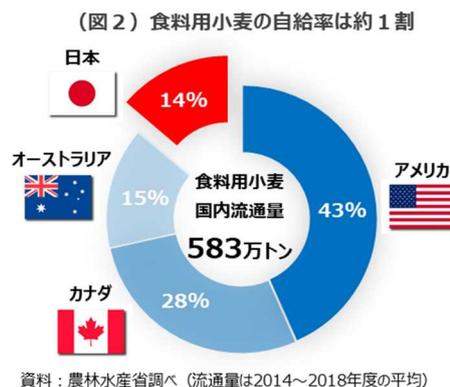


## 提言 2 : 外国産小麦の安定的な輸入

◇ 外国産小麦の安定的な輸入と価格安定化のために、引き続き「国家貿易」の維持を求めていく。

### 情勢・問題認識等

国内産小麦の生産努力目標が掲げられているが、需要量の約 8～9 割を輸入に依存する構図は大きく変わらず、外国産小麦の安定的な輸入は今後も重要である。外国産小麦は、一部の例外を除いて「国家貿易」(「一般輸入」及び「SBS 方式」)により輸入されている。TPP11、日 EU 経済連携協定、日米貿易協定の発効に伴い、「SBS 方式」の国別枠が新設され、輸入小麦の調達の幅が広がってきた。しかし、「一般輸入」は輸入相手国と数量・品質等を安定的に確保することを保障する仕組みであり、日々変動する国際相場の波を半年ごとの価格改定によってならず(価格の激変を一定期間緩和し、かつ凸凹を平らにする)機能も備えていることから、製粉業界にとって重要な貿易形態であることに変わりはない。過去には世界各地の異常気象による小麦の不作、相場の乱高下が発生し、ロシア等による国家レベルの穀物禁輸措置など不測の事態も起こっている。民間による小麦輸入となると、主要輸出国からの安定供給の確保が困難になることも懸念される。



## 提言 3 : 食糧麦備蓄対策事業の安定的な運用

◇ 製粉会社が国に代わって食料安全保障の一端を担っていくために、引き続き食糧麦備蓄対策事業の安定的な運用(1.8 か月分の保管料助成の継続)を求めていく。

### 情勢・問題認識等

「国家貿易」で輸入される小麦(主要 5 銘柄)について、従来は政府が商社に委託して輸入し、1.8 か月程度備蓄した後、製粉会社に販売していた。しかし、2010 年 10 月から「即時販売方式」が導入され、輸入した小麦を直ちに製粉会社等に販売することとなり、備蓄は製粉会社が行うこととなった。これに併せて政府は、従来製粉会社が日常の操業のために保有していた 0.5 か月分の在庫と、政府が備蓄していた 1.8 か月分の在庫を合わせた 2.3 か月分の在庫保有を条件に、1.8 か月分の保管料助成を行うこととなった。製粉会社が備蓄していくうえで、この保管料助成は今後も必要不可欠である。

(図 3)現在は製粉会社が 2.3 か月分の小麦在庫を保有している



## 提言 4 : 国境措置の整合性の確保(原料マークアップの引き下げ)

- ◇ 国際競争力のある適正な価格の実現に向けて、「国境措置の整合性の確保」の観点から、輸入小麦のマークアップの着実な引き下げを求めていく。
- ◇ また、海外からの小麦粉二次加工製品の輸入状況を確認し、想定以上に国境措置が低下している場合には、原料小麦のマークアップの更なる引き下げを求めていく。

### 情勢・問題認識等

輸入小麦の政府売渡価格は①買付価格、②港湾諸経費、③マークアップで構成されており、製粉会社はマークアップの分だけ国際価格よりも割高で買い受けている。国際貿易協定の発効により、原料小麦の輸入については国家貿易が維持される一方で、小麦粉二次加工製品の一部(マカロニ・スパゲティ、ビスケット等)については、段階的に輸入関税が削減または撤廃されることとなった。対策が何も講じられなければ、国際競争上不利となるため、「国境措置の整合性の確保」の観点から、輸入小麦のマークアップの引き下げ等が決定している。今後も海外製品の輸入状況を確認し、想定以上に国境措置が低下していないか注視する必要がある。

#### TPP11(2018年12月発効)

- カナダ産、オーストラリア産小麦のマークアップを2026年度までに45%引き下げ

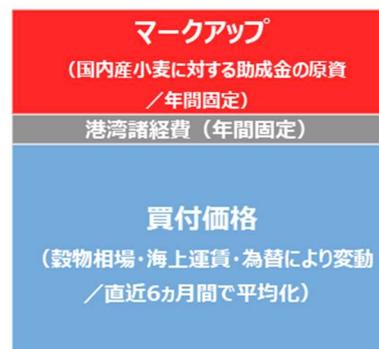
#### 日EU経済連携協定(2019年2月発効)

- パスタ原料(カナダ産 DRM)のマークアップの実質的撤廃

#### 日米貿易協定(2020年1月発効)

- アメリカ産主要3銘柄(DNS、HRW、WW)のマークアップを2026年度までに45%引き下げ、
- アメリカ産その他銘柄のマークアップを50%引き下げ

(図4) 輸入小麦の政府売渡価格の構成



(図5)「国境措置の整合性の確保」とは？

～製品の輸入関税の削減・撤廃に合わせて、原料のマークアップも削減・撤廃～

小麦粉 二次加工品	海外製品			(日本製品の) 主な原料
	TPP11 (2018年12月発効)	日EU経済連携協定 (2019年2月発効)	日米貿易協定 (2020年1月発効)	
 マカロニ・スパゲティ	30円/kgの輸入関税 →2026年度までに 60%削減	30円/kgの輸入関税 →2028年度までに 撤廃	30円/kgの輸入関税 →2026年度までに 60%削減	日EU経済連携協定 発効に伴い カナダ産DRM (デュラム) マークアップを 実質的撤廃
 ビスケット	13～15%の輸入関税 →2023年度までに 撤廃  ※スイートビスケットを 除く	13～20.4%の輸入関税 →2023年度までに 撤廃	13～15%の輸入関税 →2023年度までに 撤廃  ※スイートビスケットを 除く	日米貿易協定 発効に伴い アメリカ産WW (ウェスタン・ホワイト) マークアップを2026年 度までに45%削減

## 提言 5：遺伝子組み換え小麦やゲノム編集小麦への対応

- ◇ 遺伝子組み換え(GM)小麦やゲノム編集小麦は、現時点で商業化されていないものの、仮に世界各国で栽培・消費が承認されることとなった場合、輸出国において GM 小麦と NON-GM 小麦がきっちりと分別されることを求めている。
- ◇ そのうえで、安全・安心の観点から、科学的知見に基づいた安全性審査の徹底、身体や環境への影響に関する研究の推進、表示制度等の各種ルールの整備、生産者・食品関連事業者・消費者に対する適切なリスクコミュニケーション等を求めている。

### 情勢・問題認識等

GMやゲノム編集について、生産者からは効率的な生産、収穫量の安定等が期待される一方、消費者からは安全性や環境への影響等に対する懸念が示されている。2021年4月現在、日本及び日本の主な輸入相手国では GM 小麦やゲノム編集小麦の栽培、消費は承認されていないが、2020年10月にアルゼンチン農牧省が GM 小麦の栽培と消費を世界で初めて承認した。当該 GM 小麦にはヒマワリ由来の遺伝子が組み込まれており、干ばつ時の平均収量が既存品種に比べて約 20%増収になると発表されている。同国の最大の輸出相手国であるブラジルが GM 小麦の輸入を承認するまで、アルゼンチンは GM 小麦の種子を普及しない方針としている。これを受けて、ブラジルの小麦業界団体はアルゼンチンに対し、GM 小麦の商業栽培を見合わせるように反対声明を出している。日本はこれまでアルゼンチン産小麦を輸入したことがなく、現時点で輸入する見通しもないが、GM 小麦やゲノム編集小麦を取り巻く世界の動向を注視していく必要がある。

(図 6) GM 小麦・ゲノム編集小麦を取り巻く世界の動向



## 8. パン部会

消費期限が短く毎日納品する日配品を扱うので商品の製造から販売までの時間が短い。その為、流通会社へ卸す工場製造のパンに関しては 2 日前や前日に受注を受ける等受注のリードタイムが短くなっており、その為に製造体制の確保等働き方の部分や食品ロスに関して問題を抱えている。また工場の製造部門だけでなく営業部門・事務部門・物流部門・リテイル関連など職種が多岐に渡り、全体の仕事としてはパート・有期雇用労働者及び外国人技能実習生などを多く抱え、彼らに仕事の多くの部分を頼っている。そのことが一般社員の働き方にも大きな影響を与えている。

---

### 提言 1：適正取引推進ガイドラインの制定(受発注リードタイムのルール設定)

- ◇ 豆腐・油脂や牛乳・乳製品に関しては近年農林水産省が取引ガイドラインを制定したが、同様にパン製造業に対する適正取引推進ガイドラインの制定などにより、受注から納品のリードタイムの適正化を図ることを求めている。

#### 情勢・問題認識等

現状、パン製造業では小売業に納品する 2 日前に受注するというリードタイムが多いが、取引先によっては納品の前日に受注する場合もある。その場合は予測に基づく見込み製造となり、結果としてパン製造業は食品製造業の中でも食品ロスを多く出している業界となっている。豆腐・油揚げや牛乳・乳製品については、望ましい取引が例示されている適正取引推進ガイドラインが制定され、当該業界における公正な、あるべき取引の実現に一定程度寄与している。そういった状況の中で 2019 年 10 月に食品ロス削減推進法が施行されたが、その 11 条に基づき 2020 年 3 月にその推進に関する基本的な方針が閣議決定された。その記載中には政策局からの働きかけもあり、食品製造業に関しては「受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロスに資する適正受注を推進する」。食品卸売・小売業者については「受発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む」という記載を組み込むことが出来た。この方針を根拠に業界としてのルール作りを行っていく必要がある。

---

### 提言 2：共同配送での諸課題の解決の支援

- ◇ 共同配送の拡大が進む状況の中で、それをスムーズに負担少なく進めていくための課題について関係者間(他部会の食品物流も含む)で検討する場を設定するなど、取り組みが具体的に進展するような実効性のある支援策を求めている。

#### 情勢・問題認識等

近年の物流費の高騰など個別配送では経費が掛かりすぎる場所へもまとめて持っていけるというメーカー側のメリットだけでなく、納品タイミングがほぼ同じになり陳列時間が想定しやすくなるという小売側のメリットもあり、今後も共同配送は広がっていく可能性が高い。その中で生まれる諸課題を解決していく必要がある。例えばパン箱サイズの相違に関して共通のフォーマットを作っていくことや、他業界では重量による運賃設定が標準だが取扱商品の比重の軽いパン業界ならではの運賃設定基準の作成等。

### 提言3：リテイル(小売)に関する共通課題確認とルール作り

- ◇ 事業構造自体に起因する課題や母体との関係による課題(店休日や営業時間の設定が母体に完全に依存すること)を背景として、働き方に関わる諸問題が発生していることを踏まえ、その解決に向けて、現場の実態を把握し、対策を検討・講じることを求めていく。

#### 情勢・問題認識等

パン業界でのリテイル(小売)は、少量多品種製造であったり、消費期限の短い商品を閉店まである程度店頭においておく為に最終的な廃棄量が多かったりと構造として利益が出にくい状態にある。その中で人件費がかけにくいこともあり従業員はパート・有期雇用労働者が中心で、店によっては所属メンバーが不安定になりやすい。また駅や百貨店・GMSの中の立地の店舗が多く、店主体で自由に店休日を設置出来なかったり、営業時間設定にも条件がつけられていたりして、そこに所属する人の働き方にも影響を与えている。業界全体としてリテイル部門連絡会等の活動を通じて個別の問題点を明確にして改善していく必要がある。

---

### 提言4：外国人技能実習生の処遇改善

- ◇ 多くの外国人技能実習生を受け入れているパン業界ではあるが、彼らの処遇に関しては管理団体と会社間での取り決め次第という不安定な状況である。労働者である彼ら自身の意見を取りまとめ、取り入れる必要があるため、組織化を可能にする制度創設や制度化するにあたって彼らの意見を取り入れる場を作ることを求めていく。

#### 情勢・問題認識等

外国人技能実習制度はパン業界においては人手不足に対する対応の面が大きく、各社はそれにより人手不足に対する根本的な問題解決や技能の継承等の問題解決を先送りにしている。2015年から開始された外国人技能実習制度は2019年に特定技能が整備され、労働力集積型の工場であるホールセールのパン工場でも人手不足に対する補足の面を持ちながら多くの実習生を受け入れている。各社手探りの時期は過ぎたが、彼らは基本的に時限的な労働力であり、政府の政策次第で労働条件等も変わりうる不安定な存在である。一方で彼らに安定した労働力として働いてもらえるよう国に働きかけながら、他方で彼らに頼りすぎず、技能の継承の可能な業界にしていく必要がある。

---

## 9. 菓子部会

「菓子業界」の品目カテゴリーは、チョコレート、ビスケット、ガム、和・洋生菓子、米菓など、多岐にわたり、その原材料についても多種多様という特徴がある。

昨今では TPP や EPA といった経済連携協定が締結・発効され、海外から製品や原材料の輸入の増加が懸念されることや、人口減少により国内需要の中長期的な縮小が見込まれていることなどから、日本国内の菓子業界において、これらに対応するための施策が必要である。

このような状況下で日本の菓子業界が成長していくための共通課題のひとつが輸出の拡大であり、とりわけ注力して取り組む必要性があると考えます。

---

### 提言 1 : 輸出の拡大促進

#### (輸出拡大実行戦略の確実な実行と状況に応じた対応)

- ◇ 現在、日本国内で認可されている食品添加物が輸出先で認可されていない状況が散見されるため、国際標準化する等の対応により、輸出拡大につなげることを求める。
- ◇ 福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制については、段階的に規制撤廃や緩和がされてきているが、輸出拡大を促す観点からも必要に応じて継続的に働きかけを行っていく必要があり、現在も継続して輸出制限がかかる海外諸国に対し、期限の緩和・解除を求める。

#### 情勢・問題認識等

日本の農林水産物・食品等の輸出割合は他国と比較しても低い状況下において、拡大する海外市場に日本の製品を広く浸透させ、産業の発展を目指すために「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が策定された。

海外市場で求められるスペック(量、価格、品質、規格)の産品を専門的・継続的に生産、販売する体制の整備が不可欠と考えられ、三つの基本的考えに従って政策を立案・実行するとしている。その中の一つである「日本の強みを最大限に生かす品目別の具体的目標を設定」の項目にて、輸出重点品目(27 品目)のうちの 1 つとして「菓子」が選定されていることを踏まえ、本戦略に基づいた菓子の輸出拡大を図るため、特に菓子類の輸出の障壁となっている上記 2 項目について求めていく必要がある。

---

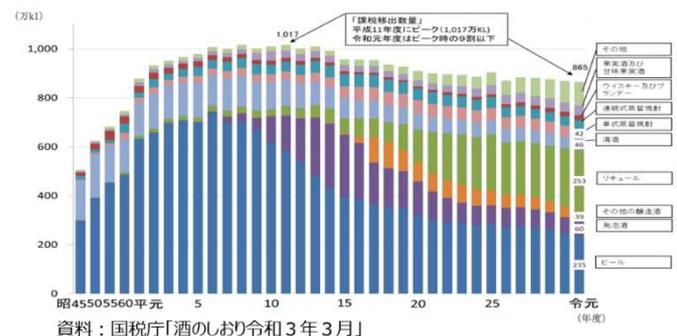
## 10. 飲料ビール部会

国内清涼飲料市場は、2019年に5年ぶりに前年を下回ったものの、総生産量は年間22,615千kl(1日あたりの1人消費量に換算すると491ml)、生産者販売価格は4兆483億円であり、依然として加工食品産業のなかでもトップクラスの市場規模である。また、チャネル別販売数量の約2割を占める自動販売機が消費者の利便性向上を支えているなどの特徴もある。一方で、持続可能な社会の実現に向け、生産活動に伴う環境負荷の低減や、プラスチック資源循環、とりわけPETボトルの有効利用(リサイクル)について、世論の注目を集めている。



資料：全国清涼飲料連合会「全清飲2020活動レポート」

国内酒類市場は、酒類課税移出数量が1999年の1,017万klをピークに減少傾向にあり、2019年は865万klとなった。各酒類の構成比率を見ると、低価格のいわゆる新ジャンルや缶チューハイ(RTD)の構成比が高くなるなど、近年大きく変化している。そのなかで、2016年から2026年にかけて行われる酒税改正により、ビール系飲料の段階的税率変更による税率一本化、その他の発泡性酒類(缶チューハイ等)の税率引き上げが進められている。お酒は地域の文化や風土の中で生まれ、祝事・慶事などで大きな役割を果たしてきたとともに、ほどよい飲酒には様々な効用がある一方で、致酔性や依存性など社会的に配慮を要する物品であることを常に意識しなければいけない。



### 提言 1：PETボトル資源のボトル to ボトル水平リサイクル推進

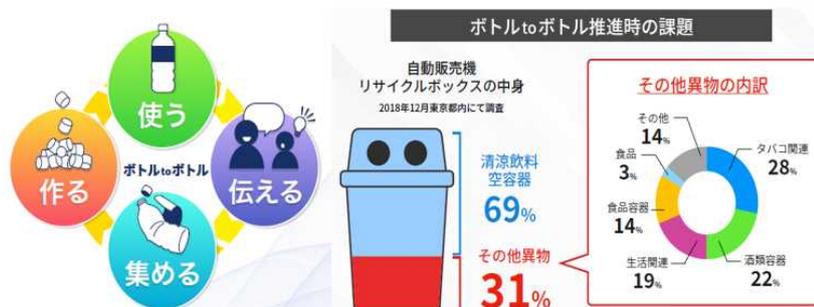
- ◇ PETボトルは清涼飲料の容器別シェアで75%を占め、その利便性から生活に欠かせない包材と捉えられる。プラスチック廃棄物の削減を進め、持続可能な社会を実現するためにも、飲み終わったPETボトルを正しく回収し、ボトル to ボトルの水平リサイクルを推進することが必要との理解を促進することを求めていく。
- ◇ 飲料容器の更なるリサイクルを促進するための法整備や運用システムの構築、リサイクルボックスへの一般ゴミ混入で起きるリサイクル素材の品質低下の課題解決について、業界団体との連携や行政への要請行動、飲料メーカー・リサイクル事業推進会社との協議などの具体的な政策提案を行う。

### 情勢・問題認識等

2019年に関係省庁により策定された「プラスチック資源循環戦略」では基本原則「3R + Renewable」に則った戦略的展開を通じて、世界の資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、気候変動等の課題解

決に取り組み「2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用」することが示されている。この戦略も踏まえて、PETボトルリサイクル推進協議会では2030年までに「PETボトルの100%有効利用」を、全国清涼飲料連合会では2030年に「ボトル to ボトル比率50%」の実現を目指している。

※2019年の国内ペットボトルリサイクル率は85.8%、「ボトル to ボトル」リサイクル率は12.5%



資料：全国清涼飲料連合会

## 提言 2：社会インフラとしての自動販売機オペレーションの課題解決に向けて

- ◇ 自動販売機オペレーションでは物流課題に関連した労働環境に課題を抱えており、労働環境の健全化、適正人員の確保や人材の定着などへの支援を求めていく。
- ◇ とりわけ、リサイクルボックスに混入する一般ゴミの回収に付随する心身の負荷低減や、自動販売機設置時の公正な取引慣行の確立を求めていく。

### 情勢・問題認識等

飲料自動販売機は全国で約 240 万台設置されており、いつでも、どこでも・いつでも生活者に飲料を提供できる社会インフラとして役に立っている。複数の設置先への商品運搬に伴う長時間移動や、商品補充による重労働、併設しているリサイクルボックスの中身回収など、肉体的にも精神的にも負荷が高いオペレーターの労働環境や、自動販売機設置と直接関わりのない付随サービスが乱立するなどの商慣習の改善に業界全体で取り組まなければならない。

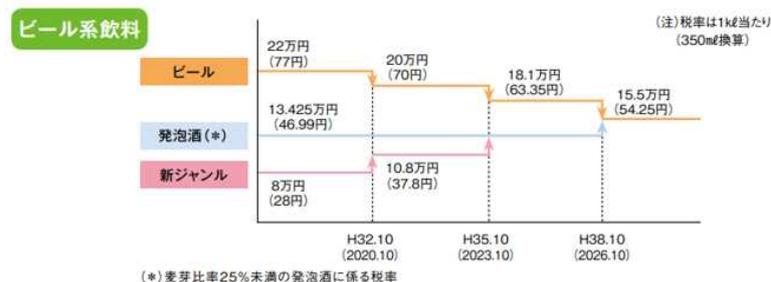
## 提言 3：酒類二重課税・酒税に関する取り組み

- ◇ 酒類への二重課税(酒税と消費税)の解消に向けた検討を行う。  
※同様の二重課税が生じている製品を扱う他部会や他産別と連携していく
- ◇ 2016年から進められている段階的な酒税法改正のなかで、2023年までの税率変更による影響を確認し、2026年の改定に向けて必要な施策を講じることを求めていく。

### 情勢・問題認識等

1953年に「贅沢な嗜好品であるから税負担を強いる」といった考え方のもと導入されたと推測される酒税について、消費税が併課されている現在において、その他の物品と比べてもアンバランスな二重課税の考え

方を整理する必要がある。特にビールは、国内その他の酒類、諸外国との比較においても、高率・高額な酒税が課されており、それが一因となり需要の減退が起きているとも考えられる。



資料：財務省「平成29年度 税制改正」

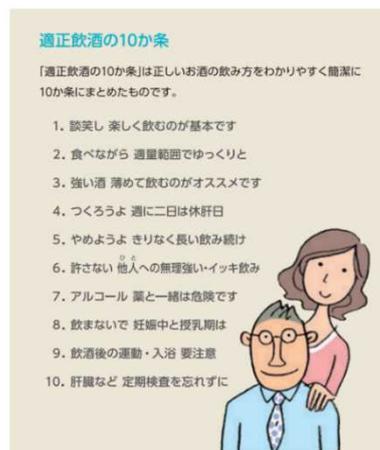
## 提言 4：適正飲酒の啓発・アルコール規制への対応

- ◇ アルコールそのものは有害ではないという考えのもと、適正飲酒の啓発に対する支援等を求めていく。
- ◇ 酒類各社の主体的な規制・取り組みを越えて、宣伝広告・表示・販売等に関する過度な規制が行われないよう注視しつつ、労働者の立場からの取り組みを推進する。

### 情勢・問題認識等

節度ある適正な飲酒は健康にとって有用であるとする一方で、酒類の過剰な摂取による健康被害や有害な飲酒を原因とする社会的な事件・事故の発生を受けて、法律の規制等のほか、ビール酒造組合や他の酒類業組合も適正飲酒の推進などの活動を行っている。

そのなかで、2010年のWHO(世界保健機関)による「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」に基づき、世界的な規模で酒類マーケティング活動、販売に関するアルコール関連問題への取り組み強化が求められている。日本においても2014年に「アルコール健康障害対策基本法」が施行され、同法に基づく審議会や、行政機関が設定されるなど、今後、法の下での強い規制が導入される懸念がある。



資料：ビール酒造組合「適正飲酒のススメ」

## 提言 5：酒類業務用営業の健全な働き方の実現

- ◇ 飲食を伴う事業場外営業活動について労働時間の取り扱いのあるべき姿を検討する。
- ◇ 業種を超えたメーカー・業務用酒販店・飲食店と一体となったあるべき働き方の実現に向けた取り組みを推進する。

### 情勢・問題認識等

消費者に酒類提供を行う飲食店の営業時間が夜間であることから、酒類各社セールスの営業活動が深夜に及ぶことが少なくなく、大きな心身負荷がかかっている。労働者の健全な働き方と心身の健康を実現し、飲食店における豊かな酒文化の醸成をサステナブルなものにする取り組みが必要である。

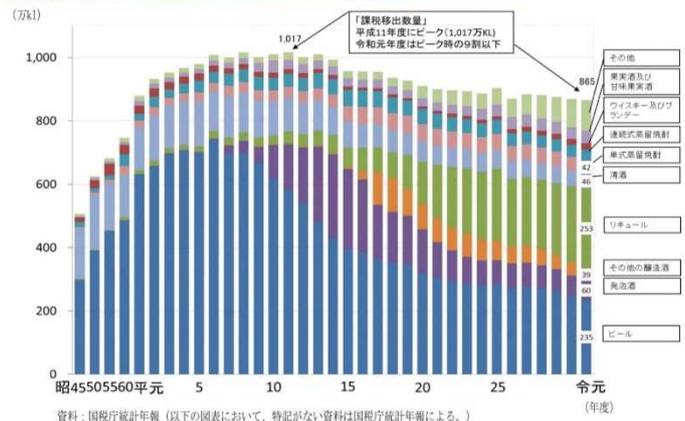
## 11. 酒類部会

酒類産業は酒類製品における種別の定義や製法が規制の中にあると同時に、製品原価に大きなウェイトを占める酒税が組み込まれているなど、産業自体が酒税法という厳格な法的枠組みの中に存在している。

酒類産業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少等の人口動態の変化、高度成長期後における消費者の低価格志向、ライフスタイルの変化や嗜好の多様化により、国内市場は全体として中長期的に縮小してきている。他方で、商品の差別化や高付加価値化、地域連携や海外展開等に積極的に取り組み、需要拡大につなげている事業者も少なくない。

今後は、国民の健康や安全性に対する意識の高まり、生活様式の多様化といった環境の変化とともに、20歳未満の飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に対する取り組みも必要となってくる。こういった状況の中で、私たち酒類産業の社会性の維持・向上を目指すべきだと考え、不適切な飲酒を誘引することなく、適正な価格での販売、次世代の担い手の確保につながることを政策提言の前提とする。

図3 酒類課税移出数量の推移



### 提言 1：二重課税の解消

- ◇ 二重課税は消費者への過度な負担となる。また、税負担の増加を価格に容易に転嫁できない市場環境からしても放置できない問題であり解消を求めていく。

### 情勢・問題認識等

1871年に酒税法の前身法が制定されて今日に至り、酒類製品には酒税が課せられ、1989年に消費税が導入されて以降、「酒税・消費税」の二重課税(酒税が含まれる商品を購入するときに価格全体から消費税が算出される間接税の二重取り)となっている。

2020年10月から段階的に酒税が改正されて清酒は2段階で軽減(350ml換算：2020年38.5円、2023年35.0円)となるが、先立って2019年10月から消費税が10%に引き上げられている。消費税増税の際に食品には軽減税率が適用されたが、二重課税であるにもかかわらず酒類は対象から外される等、酒類への課税は不公平である。

## 提言 2：安定した品質と価格の原材料の確保

- ◇ 酒類産業の発展に不可欠な国内生産品の品質向上に向け、安定した品質の原材料の確保と生産の維持・向上を図る必要がある。また、気候変動や需給状況により価格が変動しやすい米をはじめとする農産物原料の価格が大きく変動することが、安定した経営を阻害する一つの要因となっている。日本酒を始めとする酒類製造業を持続可能な産業とするため、酒類製造用原材料の仕入れ価格の安定化に資する対策を検討し、その実行を求める。

### 情勢・問題認識等

清酒に使用される原料米は政府の農業政策により価格が大きく変動する。生産農家を守るためという点から考えても日本酒の再興はその一翼を担えるものだと考えている。また、米以外の穀物原料および果汁等は海外から調達する場合も多く国際的な需給状況、生産国の気候変動等で価格が大きく変動することを踏まえ、穀物貿易の安定化に向けた施策の拡充が必要である。また、2021年4月に国会承認された「東アジア地域包括的経済連携協定」(RCEP)における今後の農産品価格への影響にも注視が必要となる。

## 提言 3：海外市場への対応

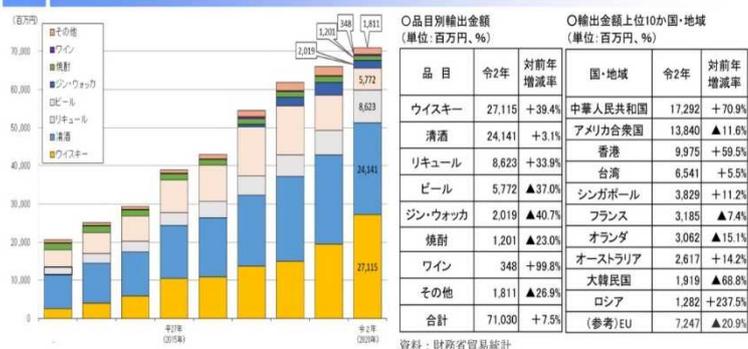
- ◇ 国内市場が全体として中長期的に縮小してきている現状を踏まえ、国税庁は伸びしろが大きい海外市場への取り組みを中心とした輸出振興策の強化に取り組んでいる。私たち酒類業界は各振興策の内容を把握・共有した上で、さらなる輸出促進を求める。
- ◇ 輸出拡大を見据えた施策である、「輸出用清酒製造免許」の新設に関し、輸出拡大にどの程度寄与したかを定量的に振り返り、そのうえで適宜必要な施策を講じることを求める。

### 情勢・問題認識等

酒類の国内需要が長期的に減少傾向にあるため、これまでの取り組みを継続するだけでは今後の需要の回復・拡大が見込めない状況であるが、近年、異業種やスタートアップ等による新規参入や、清酒の出荷額の単価上昇(高付加価値化)の動きもある。

海外市場は全世界で 100 兆円を超える規模があるとされている。他方で、日本産酒類の輸出額は近年大きく伸長を続けているものの、依然として世界の酒類市場の 0.1%にも満たない規模にとどまっているため、日本産酒類の認知度向上及び販路拡大等を通じた海外市場の一層の開拓は、酒類産業の更なる発展のために必要不可欠な取り組みである。

図10 最近の日本産酒類の輸出動向



## 提言4：パンデミックによる影響

- ◇ 酒類産業を含む食品関連産業の主要な市場となる飲食、外食産業に関し、パンデミック防止対策における政府の規制等に対する補償に加え、売り上げに応じた支援策、家賃補助等により、当該産業の維持を図ることを求める。
- ◇ パンデミックにより急速に需要が高まった消毒用アルコールに関しては、原料となる粗留アルコールの需要が世界的に高まり、世界で取り合いになるため、国家貿易を行う等戦略的に取り組むことを求める。

### 情勢・問題認識等

パンデミックの影響で飲食、外食産業は大きな影響を受けた。これは酒類産業を含む食品関連産業にも直接的、間接的に影響するものであり、私たち酒類産業における業務用市場の減退は総務省家計調査における令和2年度の酒類の消費動向でも明らかである。他方、家庭消費は伸びているものの飲食店消費を補う程ではない。この状況下、政府の感染拡大防止対策において感染拡大の主要因とされた飲食店等への風当たりは強く、これは、パンデミック解消後の影響として残る危惧は非常に大きい。私たち食品関連産業の主要市場である飲食、外食産業に加え、宿泊を含む観光、レジャー産業においてもパンデミック解消後を見据えた政府の対応が強く求められる。

アルコールの原料となる粗留アルコールは、そのほとんどを海外からの輸入に依存しており、粗留アルコール生産の原料となる、さとうきび、とうもろこし等穀物の国際価格、為替相場、日本を含む国際的な需給状況によっても価格が変動する。また、脱炭素社会への取り組みにおける化石燃料の代替燃料としても需要の高まりが想定される。粗留アルコールの価格変動は精製を行う事業者をはじめ、精製アルコールを購入する酒類、食品事業者さらにはアルコール製剤事業者等の経営にも影響する。そのため、酒類産業における酒類製品の生産をはじめ、パンデミック対策としてのアルコール製剤(ワクチン接種時の消毒綿を含む)を安定供給するための粗留アルコールの安定的な調達が必要不可欠となる。

表2 コロナ禍における酒類の消費動向（令和2年）

（単位：前年同期比増減率、％）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
家庭消費	+5.2	+12.5	+9.5	+22.5	+26.9	+17.4	+12.2	+11.7	+5.9	+22.1	+14.2	+8.2	+13.6
飲食店消費	+16.1	+12.3	▲51.9	▲90.0	▲88.0	▲62.5	▲52.6	▲63.6	▲53.3	▲35.9	▲57.2	▲81.7	▲52.7
家庭消費 + 飲食店消費	+9.5	+12.5	▲13.6	▲17.1	▲9.0	▲6.3	▲7.0	▲10.2	▲9.5	+2.9	▲10.2	▲24.1	▲8.1

（資料）総務省統計局「家計調査」（「2人以上世帯」の1世帯当たり平均消費支出金額【名目】）

## 12. たばこ関連部会

国内たばこ事業をとりまく環境は大変厳しく、少子高齢化などの構造的要因に加え、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした受動喫煙防止対策を強化する健康増進法の一部改正や地方自治体による条例化が展開されるなど、多くの課題に直面しており、さらなるたばこ税増税や喫煙規制が強化されれば、販売数量の減少が加速し雇用への影響も生じるものと強く懸念を抱いている。

全国約 2,000 万人の喫煙者やたばこ販売店・葉たばこ耕作者などを含めた、たばこ関連産業で働く者の雇用や生活等も考慮すれば、一方的で行き過ぎた喫煙規制や、あたかも「たばこ」全面排除的な対応ではなく、『たばこを吸う人と吸わない人が共存できる社会の実現』にむけたとりくみを進めることが重要である。

---

### 提言 1 : たばこを吸う人と吸わない人が協調して共存できる社会の実現

- ◇ たばこ産業に集う労働者の雇用維持の観点から、過度な喫煙規制にならぬよう、エビデンスに基づいたバランスの取れた法制度となるように求めていく。とりわけ、「受動喫煙防止への取り組み」、および「喫煙場所の確保等」について具体的対応を求める。

#### 情勢・問題認識等

「健康と喫煙問題」を考えた場合、今までのたばこを吸う人の権利の主張だけではなく、たばこを吸わない人に対してたばこの正しい知識への理解を得ることが必要であると考え(受動喫煙防止への取り組み)。改正健康増進法(2020年4月1日)が全面施行となり、また、地方自治体におけるたばこ規制強化の上乗せ条例等により、環境は厳しさを増している。今回の法などの主旨はあくまで望まない受動喫煙防止が目的であること(禁煙法ではない)を踏まえ、単にたばこに対する規制強化のための一方的な政策ではなく①財政収入の安定的確保 ②たばこ産業の健全な発展 ③健康問題等、すべてにバランスのとれた合理的な検討がされるよう、慎重な対応を求めていくとともに、たばこ業界、とりわけ TIOJ(日本たばこ協会)の進める業界の社会的役割の実行とともに、実態に応じた適切な「分煙」に対する理解を得られるよう努めていく必要がある。

そのため、一方的で行き過ぎた喫煙規制強化や全面排除的な対応ではなく、喫煙場所の確保等、たばこを吸う人と吸わない人が協調して共存できる社会の実現に向けた取り組みを進めることが重要である。

---

### 提言 2 : たばこ税と消費税の二重課税の解消

- ◇ たばこ税と消費税の二重課税を解消し、国民にとって公平・公正な税負担とすべきである。

#### 情勢・問題認識等

二重課税については、世界においても様々な議論が行われていることも踏まえ、特定の商品にのみ税負担を強いるのではなく「国民の税負担の公平・公正の原則」の視点にたった対応が図られるべきである。

## 13. 流通食品部会

流通食品部会は、製造・販売(卸)・物流と様々な業種で構成されており、特定の業種の政策を確立することが難しい側面がある一方で、生産者から生活者までの流通を最適につなぐという使命のもと、サプライチェーン全体でこそ取り組むべき諸課題について、組織として取り組むことができる体制にあるとも捉えられる。流通食品部会に所属する単組からの課題の声を軸としつつも、サプライチェーンを意識した政策を確立し、その実現に向けた取り組みを進めていくことも、私たちに求められている。

とりわけ、流通・物流関係企業においては、大規模災害時に備えた流通体系の構築や、EC ビジネス等による対応の多様化などから、事業所やセンターの統廃合を進め、効率改善を目指す動きも増えており、雇用や労働条件への影響について注視が必要な状況にある。加えて、負担コストについて一定の価格転嫁はあるものの、人件費や設備費などのコスト拡大や荷主からの値下げ圧力等により収支面では厳しい状況も継続しており、小売業・外食産業から要請を受ける納入条件についても、多頻度小口配送の増加など物流サービスの更なる向上は依然として求められている。そのため、物流従事者の負担や時間外労働時間の適正な管理が、引き続き必要となっている。

---

### 提言 1 : 「食の安全・安心」の確保に向けたサプライチェーン全体の取り組み強化

- ◇ 食品の生産から消費者に届く全ての段階において、「食の安全・安心」が確保されるよう、関連法制の周知や理解促進に向けた取り組みの強化・徹底を求める。

#### 情勢・問題認識等

昨今では、食品事故、偽装問題など食の安全・安心への消費者の関心はますます高まっており、製造部門のみならず、物流部門においても品質管理の強化として物流センター内や運転手の品質管理教育など、サプライチェーン全体での品質管理体制の徹底が求められている。

---

### 提言 2 : 押しつけ販売の撲滅に向けた取り組みの強化

- ◇ 「大規模小売業告示」をはじめとする関係法令等の浸透・徹底を行うとともに、特に本人が望まない押しつけ販売の撲滅に向けた取り組みの強化を求めていく。

#### 情勢・問題認識等

流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針は、押し付け販売に具体例を挙げて、適法性判断の指針を示している。一方で、一部企業間における取引慣行の中に、依然として押しつけ販売が存在しており、引き続き注視すると共に、撲滅に向けた政策支援が必要である。

---

### **提言 3 : 自動車運転業務に関する労働基準法改正に伴う支援**

- ◇ 時間外労働時間の上限規制に向けた取り組み支援の強化を求めていく。

#### **情勢・問題認識等**

労働安全衛生法の改正により、2019年4月1日から労働時間の適正な把握が企業に求められており、2024年4月1日以降では自動車運転業務者についても、時間外労働時間の上限規制を設ける指針が厚生労働省から発表された。時間外労働時間の適正な管理に向け、現場の実態に基づいた、必要に応じた支援が必要である。

---

### **提言 4 : 国産原料の使用促進のための国内農家への取り組み支援**

- ◇ 輸入原料に依存せず、国産原料使用率を向上させるため、「有機栽培」の促進など国内農業の活性化・差別化に向けた支援を強化することを求める。

#### **情勢・問題認識等**

国内の食品製造業の多くは、その原材料を海外からの輸入に依存している。国産の農作物(原料)は、消費者から、「食の安心・安全が確保されている」、および「高品質である」との認知もあり、一定の差別化が図られているものの、主にコストの面で輸入原料が選択され、結果として、食料自給率が改善していかない要因の一つともなっている。

さらには、環境問題や地球温暖化が謳われる中、CO<sub>2</sub>の総排出量の観点からも、輸入原料より国産原料を促進する必要があると考えている。

食品製造業の立場から、原料として農産物を見た場合のニーズを把握し、的確な付加価値を設定したうえで、輸入原料との差別化を図るための更なる取り組み支援が必要である。

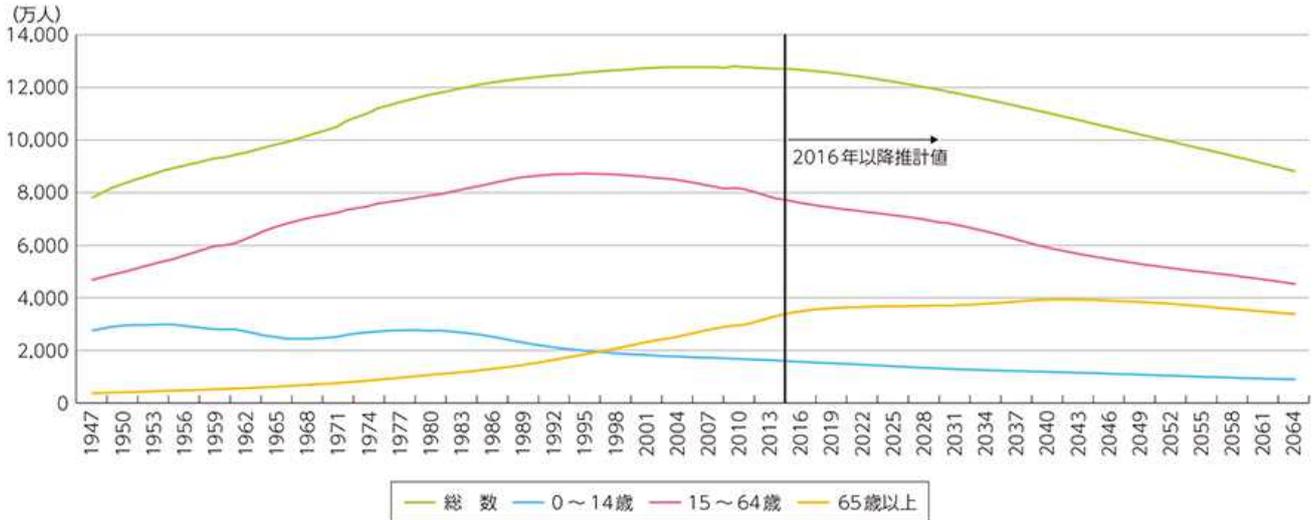
---

## 参考資料

### ○ 我が国の人口の推移

我が国の人口は 2008 年をピークに減少に転じており、2050 年には 1 億人を下回ることが予測されている。

我が国の人口及び人口構成の推移



※2018年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月）」（出生中位・死亡中位推計）

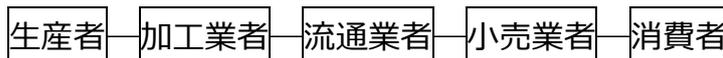
(注)2017年まで：総務省「国勢調査」、「人口推計(各年10月1日現在)」

(総数には年齢「不詳人口」を含み、割合は年齢「不詳人口」を按分補正した人口による。1971年以前は沖縄県を含まない。)

(出典：総務省)

### ○ フードチェーン(food chain)

一般に、生産、処理・加工、流通・販売を経て、食品が消費者に届くまでの流れのことをいう。



### ○ 食品表示法

食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保することを目的とした法律である(2016年4月施行)。

食品の表示はこれまで複数の法律に定めがあり、非常に複雑であったことから、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の3法の食品の表示に係る規定を一元化し、事業者にも消費者にもわかりやすい制度を目指した「食品表示法」が制定された。

# 食品表示法の概要

平成25年6月  
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、  
食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。  
(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定  
消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示  
消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与  
効果的・効率的な法執行

<p><b>目的</b> 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大</p> <p><b>【新制度】</b> ・食品を摂取する際の安全性 ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保</p> <p><b>【現行】</b> ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止 ・JAS法…品質に関する適正な表示 ・健康増進法…国民の健康の増進</p> <p>○基本理念(3条) ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の自立の支援を基本 ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に配慮</p>	<p><b>内閣総理大臣等に対する申出等</b> (11条・12条)</p> <p>○何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき～内閣総理大臣等に申出可 ⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置</p> <p>○著しく事実不相違する表示行為・おそれへの差止請求権 (適格消費者団体～特定商取引法、景品表示法と同様の規定)</p>
<p><b>食品表示基準</b> (4条)</p> <p>○内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、食品表示基準を策定 ①名称、アレルギー、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項 ②前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項</p> <p>○食品表示基準の策定・変更 ～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取</p>	<p><b>権限の委任</b> (15条)</p> <p>○内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任 ○内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任(政令)</p>
<p><b>食品表示基準の遵守</b> (5条)</p> <p>○食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務</p>	<p><b>罰則</b> (17条～23条)</p> <p>○食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令違反等については罰則を規定</p>
<p><b>指示等</b> (6条・7条)</p> <p>○内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類)～食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を遵守すべき旨を指示 ○内閣総理大臣～指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令 ○内閣総理大臣～緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令 ○指示・命令時には、その旨を公表</p>	<p><b>附則</b></p> <p>○施行期日～公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行 ○施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備</p>
<p><b>立入検査等</b> (8条～10条)</p> <p>○違反調査のため必要がある場合 ～立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去</p>	<p><b>(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い</b></p> <p>○表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)</p> <p><b>【今後の検討課題】</b> ○中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施 ○遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施 ○加工食品の原料原産地表示の取扱い ～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施 →上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始</p>

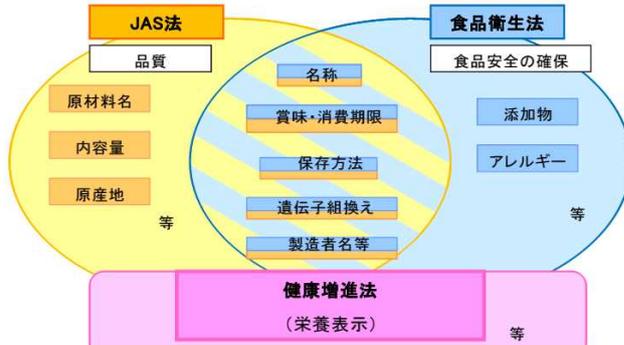
(出典：消費者庁)

# (参考)現行の食品表示に関する法律

平成25年6月  
消費者庁

食品衛生法	JAS法	健康増進法
<p><b>【目的】</b> ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止</p>	<p><b>【目的】</b> ○栄養物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する</p>	<p><b>【目的】</b> ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る</p>
<p>○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等</p>	<p>○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等</p>	<p>○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等</p>
<p>○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可 等</p>	<p>○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付 等</p>	<p>○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可 等</p>

表示関係  
(表示関係以外)



(現行法令に基づく表示例)

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g   賞味期限   この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー	483 kcal
たんぱく質	3.8 g
脂質	35.3 g
炭水化物	37.6 g
ナトリウム	330 mg
食塩相当量	0.8 g

※栄養表示は任意

— 食品衛生法に基づく表示事項  
— JAS法に基づく表示事項  
— 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項  
— 健康増進法に基づく表示事項

(出典：消費者庁)

○ HACCP

食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法をいう。

HACCPの7原則の適用についての海外の考え方を参照して、整理したもの。

HACCP の7原則	基準 A コーデックスのガイドラインで 示された HACCPの7原則 を要件とする衛生管理を実施	基準 B HACCPの考え方に基づく 衛生管理(一般衛生管理を基本 として、業界等の手引書等を参 考に必要に応じて重要管理点 を設けて管理する衛生管理)を 実施
危害要因分 析	a) 一次生産から製造、加工、流 通、消費に至るまでの各過程 で【Codex <sup>1</sup> 】 又は b) 製造の各工程で【EU <sup>2</sup> , US <sup>3</sup> 】 食品衛生上問題となる微生物 、化学物質又は異物(危害 要因)を挙げること。 ・これらのうち、食品衛生上の 危害の発生頻度や程度を考慮 して除去または許容レベルま で減少させる必要があるもの について、これらの発生を防 止又は排除、若しくは許容で きる範囲まで低減するための 措置(以下「管理措置」とい う。)の一覧を作成すること。	・微生物、化学物質又は異物の 特定は管理措置の設定に必 要なレベルとすることがで きる。(e.g. 病原微生物-サル モネラ-サルモネラO4) 【FAO/WHO <sup>4</sup> 】
重要管理点 の決定	・管理措置のうち、重要管理点 を特定。 ・危害要因が、一般的な衛生管 理によって管理できると判断 された場合は、重要管理点の 設定は不要。【EU】	・一般衛生管理、管理措置等の ガイダンス <sup>5</sup> を使用すること ができる。【FAO/WHO】 ・比較的シンプルな工程の業 種については、予め推奨され たCCPを用いることができ る。【FAO/WHO】
管理基準の 設定	・重要管理点ごとに、食品衛生 上問題となる微生物、化学物 質又は異物を許容できる範囲 まで低減又は排除するための 基準 (温度、時間、水分含量、水 素イオン濃度、水分活性、有	同左

	効塩素濃度、目視による観察又は色調などを定めること。 ・法的な規則（食品衛生法に基づく規格基準等）や既存のHACCPガイダンスで推奨されたものを管理基準として用いる場合、妥当性の確認（有効性の検証）は不要【EU】	
モニタリング方法の設定	・重要管理点において、あらかじめ計画された継続的な管理指標の観察や測定により管理の状況を把握する方法を定めること。 ・モニタリングは、断続的な観察・計測も含まれるが、その頻度が信頼できる情報を得るに十分なものであることを検証しておくこと。【EU】	・管理基準と通常の調理法で達する最終温度との間に大きな差があるときや食品の色・質感の変化と管理基準の相関があるときは目視による確認とすることができる。【FAO/WHO】
改善措置の設定	・モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき改善措置の方法を定めること。	同左
検証方法の設定	・HACCP計画が適切に実施されていることを確認するための手順、手続又は試験その他の評価の方法を定めること。	同左
記録と保存の設定	・モニタリング、改善措置及び検証に関する事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を定めること。 ・書類/記録の保管は、健康危害発生時のトレースバックに必要十分な期間でよい。（例：賞味期限の2ヶ月後まで）【EU】 ・既存のHACCPガイダンスの内容を、書類の一部として活用して差し支えない。【EU】	・日誌 <sup>5</sup> とすることができる。【FAO/WHO】

(注)

1. Codex. Hazard Analysis and Critical Control Point (HACCP) System and Guidelines for its Application (Annex of CAC/RCP1-1969)
2. EU. Guidance Document: Implementation of procedures based on the HACCP principles, and facilitation of the implementation of the HACCP principles in certain food businesses.
3. FDA. HACCP Principles & Application Guidelines.
4. FAO/WHO. FAO/WHO guidance to governments on the application of HACCP in small and/or less-developed food businesses.
5. (参考) SFBB (Safer food, better business) : 英国食品基準庁 (Food Standards Agency) が、小規模食品事業者の食品安全管理及び食品衛生に関する規制への遵守を支援する目的で作成したもの。現在、飲食店、小売店等8種類がある。SFBBは、一般衛生管理の4C (Cross-contamination (交差汚染)、Cleaning (洗浄・清掃)、Chilling (冷蔵、冷凍) 及びCooking (調理、加熱)) をベースに、HACCPの7原則を考慮して作成されている。

(出典：厚生労働省)

## ○ 遺伝子組み換え食品

遺伝子組換え技術(組換え DNA 技術)とは、食品として用いられている植物等の性質を人間にとってより有利なものに変えるために、他の生物から有用な性質を付与する遺伝子を取り出し、その植物等に組み込むといった技術のことをいう。

この技術により、食品生産を量的・質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、加工特性などの品質向上に利用されることが期待されている。遺伝子組換え食品は、こうした組換え DNA 技術を応用した食品をいう。

遺伝子組換え食品である大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実については、食品衛生法施行規則で組換え DNA 技術応用作物に関する表示に関する規定が設けられており、農産物及びこれを原材料とする加工食品であって、加工後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたタンパク質が残存するものについては、「遺伝子組換えである」旨、又は「遺伝子組換え不分別である」旨の表示が義務づけられている。

## ○ ゲノム編集技術応用食品

生物を構成する 1 つ 1 つの細胞には、DNA(デオキシリボ核酸)と呼ばれる遺伝物質が含まれている。DNA は、ACGT で表現される 4 種類の塩基が連なった構造をとっている。DNA の中で、機能を持つ部分を遺伝子と呼ぶ。ゲノムとは、遺伝子でない部分も含む DNA 全体を指す。

自然界では、放射線などにより DNA の切断が起こることがある。生物は DNA の修復機能を持つが、正しく修復されないと、塩基の挿入、欠失や置換といった変異が起こる。従来の育種技術では、こうした変異の頻度を上げることで、多様な性質を持つ品種を作るが、変異はランダムに起こる。

ゲノム編集技術では、特定の塩基配列を認識する酵素を細胞の中で働かせ、その塩基配列上の特定部位の切断を行う。その後、生物の DNA の持つ修復機構が働き、①自然界においても起こり得る塩基の欠失、挿入、置換、② 1 ～数塩基の狙った変異、③ 遺伝子などの長い配列の挿入や置換といった DNA 配列の変化が起こる。この技術を用いて得られた食品が「ゲノム編集技術応用食品」となる。

## ○ 加工食品に対する原料原産地表示の義務化

原料原産地表示について、全ての加工食品を対象にし、原材料として表示されている重量割合上位 1 位の原料を、原則として国別表示順で表示する新たな制度である。

## ○ 東日本大震災における風評被害

東日本大震災に関連して発生した根拠のない噂や憶測などによる経済的被害をいう。

日本からの食料品輸入については、いくつかの国・地域による規制がかけられた。その後、相手国・地域当局への働きかけや情報提供により、多くの国・地域が解除・緩和したが、依然としていくつかの規制は残っている(5カ国・地域が輸入停止を含む規制 2021年5月現在)。

## ○ 食品添加物

### <食品添加物の定義>

食品衛生法第 4 条第 2 項では、「添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するものをいう。」と定義している。

### <食品添加物の役割>

- 食品の製造や加工のために必要な製造用剤
- 食品の風味や外観を良くするための甘味料、着色料、香料など
- 食品の保存性を良くする保存料、酸化防止剤など
- 食品の栄養成分を強化する栄養強化剤

2015 年 9 月 18 日現在、指定されている添加物は 449 品目、既存添加物名簿に記載されているもの 365 品目、天然香料 612 品目となっている。

食品添加物は化学的合成品、天然添加物にかかわらず、厚生労働大臣が指定したものだけを使うことができる。ただし、天然添加物として使用実績があると認められるものとして 1996 年に示された「既存添加物名簿」に記載されているもの、天然香料及び一般に食品として供されるものであって添加物として使用されるもの(これを、「一般飲食物添加物」という。)については指定から除外され、使用されている。

### <食品衛生法第 10 条>

「人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除いては、添加物(天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。)並びにこれを含む製剤及び食品は、これを販売し、又は販売の用に供するために、製造し、輸入し、加工し、使用し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」

## ○ ポジティブリスト制度

ポジティブリストとは、原則全てが規制(禁止)されている中で、例外(使用、残留等)を認めるものを一覧表に示したものをいう。原則規制がない状況で規制しているものだけを一覧表にするネガティブリストの対義語である。

原則、全ての農薬等について、残留基準(一律基準を含む)が設定され、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止等の措置が取られることになる。

○ **農業生産工程管理(GAP : Good Agricultural Practice)**

農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動である。これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待される。

○ **公益通報者保護法**

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護等を図る法律である。なお、公益通報とは労働者(公務員を含む。)が、不正の目的でなく労務提供先等について通報対象事実が生じ又は生じようとする旨を、通報先に通報することをいう。

○ **トレーサビリティ(traceability)**

trace(追跡)と ability(可能性、能力)の 2 つの単語を合わせた言葉で、食品のトレーサビリティとは、食品の移動を把握できることを意味する。日頃から食品を取り扱った記録を残すことにより、万が一、健康に影響を与える事件・事故が起きたときの迅速な製品回収や原因究明のための、経路の追跡と遡及、表示が正しいことの確認などに役立っている。

○ **食品安全委員会**

国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関である。

○ **リコール保険**

生産物の瑕疵による対人・対物事故の発生・拡大の防止を目的としてリコール(回収、検査、修理等の措置)を実施することによって被保険者である加入企業が負担する諸費用を補償する保険である(食品産業センター)。

○ **大規模小売業告示**

正式名称を「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」といい、大規模小売業者の納入業者に対する優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために指定された、独占禁止法上の告示である(2005年11月施行)。

○ **「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(ガイドライン)**

優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、公正取引委員会が策定したガイドラインである。

○ **独占禁止法の課徴金制度における裁量型制度**

独占禁止法違反行為に対して、事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して、当局の裁量により課徴金額を決定する仕組みであり、同様の制度は、EU、欧州諸国、アジア諸国等、数多くの国・地域においても採用されている。

○ **公正取引委員会**

独占禁止法を運用するために設置された機関で、独占禁止法の補完法である下請法の運用も行っている。国の行政機関には、〇〇省や△△庁と呼ばれるもののほかに、一般に「行政委員会」と呼ばれる合議制の機関がある。公正取引委員会は、この行政委員会に当たり、委員長と4名の委員で構成されており、他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行うことに特色がある。また、国の行政組織上は内閣府の外局として位置づけられている。

○ **給付付き税額控除**

所得税の納税者に対しては税額控除を与え、控除しきれない者や課税最低限以下の者に対しては現金給付を行うという、社会保障給付と税額控除が一体化した仕組みである。旧来の税額控除の場合、納税額が少ない者や課税最低限以下の者に対しては恩恵を十分に及ぼすことができないが、給付を組み合わせることで、その限界を克服する仕組みとなっている。

○ **酒・たばこの二重課税**

二重課税(tax on tax)とは、一の納税者に対して、一の課税期間において、一の課税要件事実、行為ないし課税物件を対象に、同種の租税を二度以上課すことをいう。酒・たばこについては、商品の価格に含まれる個別間接税(酒税、たばこ税)が課せられ、更に消費税がかかることから、二重課税と解される。

○ **国民の税負担の公平・公正の原則**

税制を構築するうえで、「公平・中立・簡素」であることが基本的な原則である。「公平」の原則とは、様々な状況にある人々が、租税をそれぞれの負担能力(担税力)に応じて分かち合うことをいい、租税の基本原則のうち、最も重要な要請である。また、「中立」の原則とは、税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにすること、「簡素」の原則とは税制の仕組みをできるだけ簡素にし、理解しやすいものにするをいう。そして、納税者の「公正」な分担の認識が重要であるとともに、その認識を担保するために簡素な(理解しやすい)税制が必要と解される。

○ **世界保健機構(WHO)**

1948年に設立され、国連システムの中にあって保健について指示を与え、調整する機関である。WHOは、グローバルな保健問題についてリーダーシップを発揮し、健康に関する研究課題を作成し、規範や基準を設定する。また、証拠に基づく政策選択肢を明確にし、加盟国へ技術的支援を行い、健康志向を監視、評価する。その政策決定機関は世界保健総会で、毎年開かれ、全加盟国の代表が出席する。

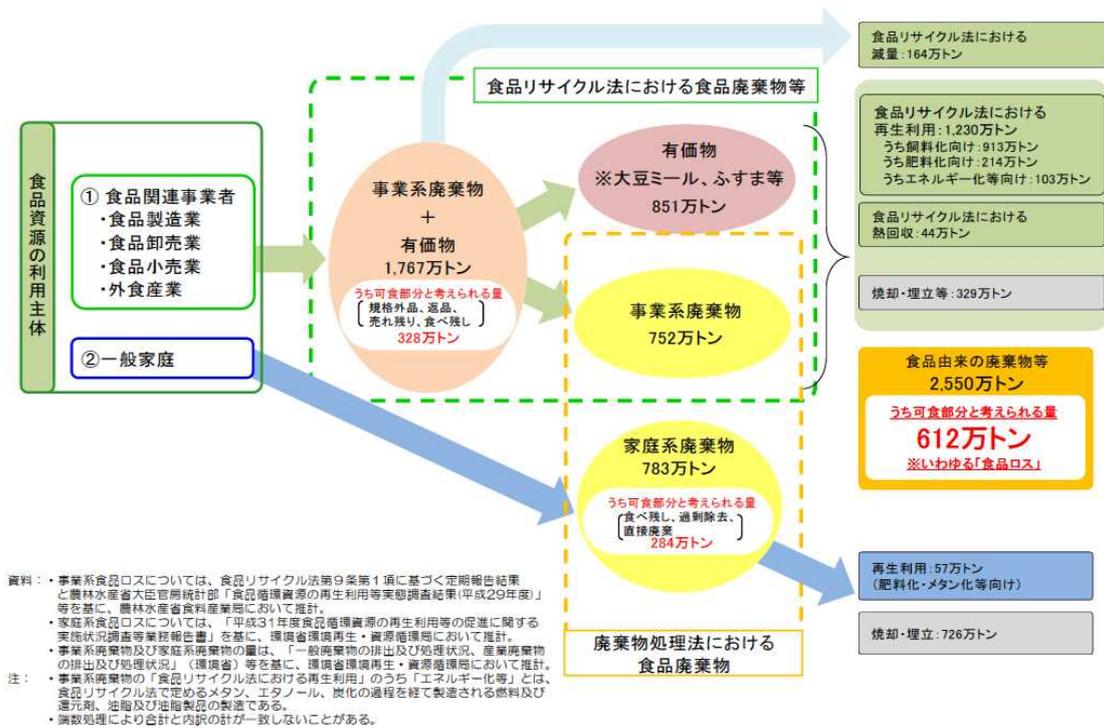
○ **SDGs(持続可能な開発目標)**

2030年までに地球環境の悪化を食い止め、貧困や格差の問題などを解決しようとする、193の全ての国連加盟国が合意した目標である。環境、人権など17分野の目標と、169のターゲットからなる。グローバル化に伴う問題と国内の社会問題が底流でつながっていることに注目し、横断的な対応を促す取り組みである。

○ **食品廃棄物等の利用状況等**

環境省及び農林水産省は、2017 年度における食品廃棄物等は約 2,550 万トン(前年度約 2,759 万トン)、また、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる食品ロスは年間約 612 万トン(前年度約 643 万トン)とする推計結果を発表した。

食品廃棄物等の利用状況等(平成29年度推計) <概念図>



(出典：環境省)

○ **3R**

3R 活動とは、以下の 3 つの R に取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会(=循環型社会)をつくらうとするものである。

- Reduce(リデュース)は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること
- Reuse(リユース)は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること
- Recycle(リサイクル)は、再使用ができずにはまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること

## ○ 容器包装リサイクル法

家庭から排出されるごみの重量の約 2 ～ 3 割、容積で約 6 割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図る法律である。

## ○ 水循環基本法

水循環に関わる施策については、これまで幅広い分野に及ぶ多種多様な個別の施策が講じられてきたが、今後は「健全な水循環の維持または回復」という目標を共有し、これら個別の施策を相互に連携・調整しながら進めていくことが重要であり、政府全体で総合的に施策を進める必要がある。そこで、2014 年 7 月に水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、「水循環基本法」が制定された。

## ○ 食品ロス削減推進法

政府が食品ロス削減の基本方針を策定すると明記し、企業の責務の他、消費者の役割を定め、国民運動として、食品ロス削減に取り組んでいくことを定めた法律で、2019 年 10 月に施行された。フードバンクへの活動支援なども盛り込まれている。

## ○ フードバンク活動

食品企業の製造工程で発生する規格外品(包装における破損や印字ミス)など、食べ物としての品質には問題ないが、通常の販売には支障がある食品・食材を、食品メーカーや小売店等などから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動である。

まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品(=食品ロス)を削減するため、政府では農林水産省を中心に、こうした取り組みを有効に活用していくことを推進している。米国では年間 200 万トンの食品が、フードバンク活動によって有効活用されており、日本では NPO 法人セカンドハーベスト・ジャパンが最も規模が大きく、2012 年の食品取扱量は 3,152 トンとなっている。

## ○ 食育基本法

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることである。そして、食育基本法は食育の基本的な理念を提示した法律で 2005 年 7 月に施行された。

○ **食料自給率**

私たちが食べている食料のうち、どのくらいが日本で作られているかという割合のことである。食料自給率には3種類(重さ・カロリー・生産額)の計算方法がある。

食料自給率は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、長期的には低落傾向が続いてきたが、2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移している。

○ **食料自給力**

「我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力」を表すものである。食料自給力は、農産物は農地・農業用水等の農業資源、農業技術、農業就業者から、水産物は潜在的生産量、漁業就業者から構成される。

○ **食料・農業・農村基本法**

国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを基本理念としている。

○ **食料・農業・農村基本計画**

食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画で、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果についての評価を踏まえて約5年ごとに見直すこととされている。2015年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されている。

○ **国際貿易機関(WTO)**

WTO(世界貿易機関)は、それまでのGATT(関税と貿易に関する一般協定)に代わり、1995年1月に発足した。本部はスイス・ジュネーブにあり、2018年2月現在で164ヶ国・地域が加盟している。

WTOは、各国が自由にモノ・サービスなどの貿易ができるようにするためのルール(=各種の協定)を決め、貿易障壁を削減・撤廃するために、加盟国間の貿易交渉の場を提供する国際機関である。また、WTOには貿易に関する国際紛争を解決するためのシステムが設けられている。

○ **二国間・多国間経済協定(EPA/FTA/TPP)**

■ FTA(Free Trade Agreement : 自由貿易協定)

特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定

■ EPA(Economic Partnership Agreement : 経済連携協定)

FTA(自由貿易協定)を柱に、ヒト、モノ、カネの自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定

■ **環太平洋経済連携協定(TPP)**

モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定

○ **重要五項目(重要五品目)**

環太平洋経済連携協定(TPP)、日 EU 経済連携協定、日米貿易協定等の締結に向けた交渉で、関税撤廃の対象とされる農産物のうち、日本が関税の維持を主張してきた、コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源物(サトウキビなど)の農産物をいう。

<第 183 回国会 4 月 19 日農林水産委員会 委員会決議(抜粋)>

「一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。」

○ **地産地消**

国内の地域で生産された農林水産物(食用に供されるものに限る。)を、その生産された地域内において消費する取り組みである。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取り組みなどを通じて、6 次産業化にもつながるものである。

なお、(農林漁業の)6 次産業化とは、1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みをいう。

○ **フード・アクション・ニッポン**

日本の食を次の世代に残し、創るために、民間企業・団体・行政等が一体となって推進する、国産農林水産物の消費拡大の取り組みをいう。

○ **フードマイレージ**

食料の輸送量に輸送距離を乗じた指標である。これは、1990年代から英国で行われている「Food Miles(フードマイルズ)運動」を基にした概念であり、「生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろう」という仮説を前提として考え出されたものである。

○ **ESG 責任投資**

環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)に配慮している企業を重視・選別して行う投資。環境では二酸化炭素の排出量削減や化学物質の管理、社会では人権問題への対応や地域社会での貢献活動、企業統治ではコンプライアンスのあり方、社外取締役の独立性、情報開示などを重視する。

## 農業生産に関する統計

### 主な農作物の生産量

単位：面積：千ha、収穫量：千トン

		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
水稲	作付面積 (子実用)	1,478	1,465	1,470	1,469	1,462
	収穫量 (子実用)	8,042	7,822	7,780	7,762	7,763
飼料用 米	生産量 (トン)	505,998	499,499	426,521	389,264	374,906
小麦	作付面積 (子実用)	214	212	212	212	213
	収穫量 (子実用)	791	907	765	1,037	949
大豆	作付面積 (乾燥子)	150	150	147	144	142
	収穫量 (乾燥子)	238	253	211	218	219
てんさい	作付面積	60	58	57	57	57
	収穫量	3,189	3,901	3,611	3,986	3,912

注：2020年の飼料用米生産量は取扱計画認定数量である。

出所：農林水産省 作物統計

## 家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数

単位：飼養戸数：戸、飼養頭数：千頭

		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
乳用牛	飼養戸数	17,000	16,400	15,700	15,000	14,400
	飼養頭数	1,345	1,323	1,328	1,332	1,352
肉用牛	飼養戸数	51,900	50,100	48,300	46,300	43,900
	飼養頭数	2,479	2,499	2,514	2,503	2,555
豚	飼養戸数	4,830	4,670	4,470	4,320	…
	飼養頭数	9,313	9,346	9,189	9,156	…

- 注
- ：1 各年2月1日現在の飼養戸数、飼養頭数
  - ：2 豚の2020年は、2020年農林業センサス実施年のため調査を休止した。
  - ：3 乳用牛及び肉用牛については、令和2年から牛個体識別全国データベース等の行政記録情報や関係統計により集計する加工統計として取りまとめた。

出所：農林水産省 畜産統計

## 主な乳製品の生産量

単位：トン

		2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
乳製品	脱脂粉乳	123,500	121,581	120,065	130,497	
	バター	63,583	59,996	59,828	65,495	

出所：農林水産省 牛乳乳製品統計

2020 年度版 フード連合 産業政策

発行 日本食品関連産業労働組合総連合会(フード連合)

〒108-0014 東京都港区芝 5-26-30 専売ビル 4 階

TEL : 03-6435-2882 FAX : 03-6435-2888

フード連合 HP : <http://www.jfu.or.jp/>

発行日 2021 年 7 月

